

1. 議事日程（令和6年第2回北広島町議会定例会）

令和6年6月12日  
午前10時開議  
於 議 場

日程第1

一般質問

一般質問

《参考》

中 村 忍	新教育長と本町のこれからの教育を問う
伊 藤 立 真	北広島町ゼロカーボンタウン推進の取組を問う
美 濃 孝 二	太陽光発電施設に関する条例の制定を提案する
宮 本 裕 之	観光産業の振興と課題を問う
伊 藤 淳	①令和6年度予算における詳細確認と提案 ②子どもをここで育てたいと選ばれる北広島町になるために

2. 出席議員は次のとおりである。

1 番 亀 岡 純 一	2 番 伊 藤 立 真	3 番 敷 本 弘 美
4 番 中 村 忍	5 番 佐々木 正 之	7 番 美 濃 孝 二
8 番 梅 尾 泰 文	9 番 伊 藤 淳	10 番 服 部 泰 征
11 番 宮 本 裕 之	12 番 湊 俊 文	

3. 欠席議員は次のとおりである。

な し

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	箕 野 博 司	副 町 長	畑 田 正 法	教 育 長	増 田 隆
芸北支所長	村 竹 明 治	大朝支所長	矢 部 芳 彦	豊平支所長	熊 谷 忠 明
危機管理課長	川 手 秀 則	総務課長	中 川 克 也	財政政策課長	国 吉 孝 治
管財課長	高 下 雅 史	まちづくり推進課長	小 椿 治 之	税 務 課 長	植 田 優 香
町民保健課長	迫 井 一 深	福祉課長	細 居 治	こども家庭課長	芥 川 智 成
環境生活課長	出 廣 美 穂	農林課長	宮 地 弥 樹	商工観光課長	大 本 賢 一 郎
建設課長	竹 下 秀 樹	消 防 長	笠 道 宏 和	教 育 課 長	植 田 伸 二
会計管理者	大 畑 紹 子				

5. 職務のため議場に出席した事務局職員

議会事務局長 三宅克江 議会事務局長補佐 田邊五月

~~~~~ ○ ~~~~~

午 前 10時 00分 開 議

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（湊俊文） おはようございます。昨日と同じく省エネ、節電対策の取組の一環として、本議会における服装をクールビズにすることとしております。暑い方は上着を脱いでいただいても結構です。また、議場内においてマスクの着用は自由とすることとしております。質問並びに答弁を行う際は、マイクを立ててからはっきりと発言するように努めてください。皆様のご理解とご協力をお願いいたします。ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめ配付したとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 一般質問

○議長（湊俊文） 日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。質問時間は30分です。質問者及び答弁者はマイクを正面に向け、簡潔に行ってください。4番、中村議員の発言を許します。

○4番（中村忍） 4番、中村忍です。先に通告しておりますように、「新教育長と本町のこれからの教育を問う」というテーマで、4つの観点から質問いたします。まず、1点目は、新教育長の考えや思いをお伺いいたします。これまで15年間ご尽力された池田教育長の後を受けて、この4月から新たに増田教育長が就任されました。教育長は、地元の千代田中学校、千代田高等学校でそれぞれ校長として5年ずつ、計10年勤務した強みと深い洞察力で、これまで培われた確かな経験と実績を踏まえ、北広島町のまちづくりに大きく関与する教育行政におけるリーダーシップが期待されるところでございます。さて、先日のちゅピCOMの放送で、教育長として取り組む2つの視点について語られました。1つ目は、北広島町の子どもたち一人一人がふるさとに誇りを持ち、自分の幸せな人生を実現していく力を育成する。そして、子どもたちが幸せな人生を送れるような力をつけることに取り組むということです。2つ目は、地域の皆さんが元気に生き生きと活動する地域の活性化を図る。特に町内の文化財にも光を当てながら、社会教育や社会体育の活性化にも取り組みたい。さらに、地域の活性化が若者の地元就労や地元定住につながればありがたいということでもあります。それぞれのビジョンについて、町民の皆様がもう少し具体的にイメージを広げられるように教育長の具体的な思いや願いについて説明を求めたいと思います。まず、1つ目の子どもたちが幸せな人生を送れるような力をつけることに取り組む。このことについてお伺いいたします。

○議長（湊俊文） 教育長。

○教育長（増田隆） 教育の目的は、児童生徒が幸せな人生を送ることができる力を育成することだと考えております。特に本町では、体・徳・知ということをお大事にしておりますので、元気な体を土台として、思考力、表現力、判断力、コミュニケーション力等の育成も幸せな人生を送るために必要な力、いわゆる生きる力となると考えております。そのような力の育成とともに、なってみたい自分、将来こうなっていたい自分になるための進路学習、キャリア学習や仲間とともに目標を達成していく協働の精神、協働性というものも育成してまいりたいというふうに考えてございます。以上です。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○4番（中村忍） 子どもたちがなってみたい自分の姿を描いて、それを目指そうとする思いを高めること、すなわち自己実現を図っていく、その意欲を上げていくことを目指しておられることがよく分かりました。そして学校では、なってみたい自分を目指すための道筋やアプローチの仕方などを教え、支援し、子どもたちを育てることを重視したいと思っておられるのだと受け止めております。では次に、2つ目の文化財にも光を当てながら、社会教育や社会体育の活性化にも取り組む。そのことについてお伺いいたします。

○議長（湊俊文） 教育長。

○教育長（増田隆） 学校教育のみならず、本町の活性化のためには、生涯学習、社会教育の活性化も大切な視点です。例えば、北広島町内の文化財一覧、令和3年度のものを見せていただきましたが、国指定、県指定、町の指定の有形・無形の文化財、こんなにたくさんあるのかというぐらいたくさんありました。これらはまさに地域の宝であり、次世代に継承していくことはもとより、今以上にしっかりと活性化させていくことができれば素晴らしいことだと考えます。そのためには、これらの文化財を学校教育のふるさと夢プロジェクト等で小中学生が訪れたり、時には清掃の奉仕活動等をさせていただきながら、そのことに詳しい方の説明を聞かせていただくなどの活動も考えられますし、そんな中で、例えば、きたひろ文化財こどもマップとか、きたひろ運動スポーツこどもマップみたいなものができて形になるものにつくっていくということも大切なことではないかなというふうなことを考えております。以上です。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○4番（中村忍） 教育長が目指されていることは、私は、東井義雄先生の「村を育てる学力」というのとよく似ているなというふうに思っておりますが、子どもたちが今、立っている地域を問題にし、そこから地域を知り、地域を考え、地域を愛し、地域をより良くするといった視点に立った学力を志向することで、人生を切り開く力を育てたいと、そういうことでしょうか。

○議長（湊俊文） 教育長。

○教育長（増田隆） 今、議員ご指摘いただいたとおりであります。やはりその地元ですね。我がふるさとというものをしっかり肌を持ってこれからいろんな所へ、広い世界へ出ていく人もいるでしょう。でも、そんな中にいつも心には北広島があるよと。そこには、こんなおじいちゃん、こんなおばあちゃん、こんな文化財があるよというふうな育ち方をぜひしてもらいたい。と言うふうなことは強く感じているところでございます。よろしく申し上げます。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○4番（中村忍） それでは、2点目の質問に移ります。学校の働き方改革についてお伺いいたします。学校の先生が忙しいと指摘されるようになって久しい昨今でございます。2022年に

文部科学省が実施した教員勤務実態調査の集計によると、2022年10月から11月の教諭1週間当たりの在校時間が50時間以上になる者、すなわち1か月の残業時間が45時間を超える者が小学校では全体の64.5%、中学校では全体の77.1%でした。多くの教員が正規の勤務時間をはるかに上回って勤務していることが明らかであり、長時間労働は依然として続いています。また、教員の多忙さが解消しない要因は多様であります。時間や人手をかけて対応すべき課題が増加傾向にあるためだとも言われております。とりわけ増加する不登校、いじめや個別対応が必要な子どもへの対応、学習指導要領の改訂による教える量の大幅な増加や新たに加えられたプログラミング、1人1台の端末への管理などによって仕事量が増えてきたことなどは顕著な事例でございます。さらに精神疾患で休職した教師・教員が過去最多となったり、教員の成り手が減ってきたりするなど、教員不足も課題となっております。教員の長時間労働は、教育の質の確保や健康問題に直結するため、中央教育審議会は、教員が授業や授業準備に集中できる環境を構築するために校長及び教育委員会に勤務時間を意識した働き方を進めることが重要だと提言しておりますが、その事態は極めて深刻でございます。教育委員会は、教員の働き方改革の目的をどう捉えているのか、その認識をお伺いいたします。

○議長（湊俊文） 教育課長。

○教育課長（植田伸二） 教職員の健康と福祉を確保することで、学校教育の維持向上を図ることを目的としております。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○4番（中村忍） それでは、北広島町の教員の働き方の現状についてお伺いしてまいります。本町の教員の1週間当たりの勤務時間についてお伺いいたします。

○議長（湊俊文） 教育課長。

○教育課長（植田伸二） 本町の教員の1週間あたりの勤務時間は38時間45分です。現状でございますけれども、昨年度、本町教員の超過勤務時間1人あたりは月平均で33時間30分でございます。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○4番（中村忍） 若干ですが改善の方向にあるんだなというふうに受け止めさせていただきました。勤務時間をどのように確認しておられるのでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（湊俊文） 教育課長。

○教育課長（植田伸二） タブレットによる管理でございます。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○4番（中村忍） 勤務時間を客観的に把握し、それを見える化していくことは、勤務時間を意識することと同時に、健康管理も意識した働き方改革を促進する上で極めて重要なことであろうと思います。それでは、次に移りますが、文部科学省が示す時間外勤務の上限時間月45時間でございますが、本町で月45時間以上の教員の割合はどの程度でしょうか、お伺いいたします。

○議長（湊俊文） 教育課長。

○教育課長（植田伸二） 月45時間以上の教員の割合ということでございます。令和5年度に年に1回以上月45時間以上80時間未満の時間外勤務をしている教員の割合は、小学校で55.5%、中学校で65.7%、全体で53.8%でございます。

○議長（湊俊文） 中村議員。

- 4番(中村忍) 今、おっしゃっていただきましたが、月45時間を超える者が随分おられるということも分かりました。文部科学省が示す時間外勤務の上限に対して本町の現状について、教育委員会としてどのように捉えておられるのか、お伺いをいたします。
- 議長(湊俊文) 教育課長。
- 教育課長(植田伸二) 45時間の時間外勤務を超過する教職員は以前より減少はしているものの、依然、組織的な対応や分掌の適正化等が必要であると考えております。
- 議長(湊俊文) 中村議員。
- 4番(中村忍) 文部科学省が作成した月45時間の上限ガイドラインの実効性を高めていくことは大変重要であろうと思います。一方、労働安全衛生法に義務づけられた労働安全管理体制の整備も重視していく必要があります。特にストレスチェックは、全ての学校において適切に実施されることが望ましいとされておりますが、どうでしょうか、お伺いします。
- 議長(湊俊文) 教育課長。
- 教育課長(植田伸二) 北広島町では、全校確実に実施をしております。
- 議長(湊俊文) 中村議員。
- 4番(中村忍) 適切な取組を継続されながら、今後一層の改善を図っていただくことを期待しております。それでは、教員の時間外勤務の業務内容は具体的にどのような内容でしょうか、お伺いいたします。
- 議長(湊俊文) 教育課長。
- 教育課長(植田伸二) 登校指導、下校指導、保護者対応、部活動、授業準備、行事準備、報告書、調査物の作成、整理など多岐にわたる業務でございます。
- 議長(湊俊文) 中村議員。
- 4番(中村忍) 管理職が教員に命じることができる時間外勤務と言うのは、ご承知のように、超勤4項目と呼ばれる校外実習、学校行事、職員会議、非常災害でございます。しかし、教員の時間外勤務のほとんどは、今、申し上げました超勤4項目に示されたもの以外でありまして、事実上ボランティアでございます。このことをどう受け止めておられるのか、お伺いいたします。
- 議長(湊俊文) 教育課長。
- 教育課長(植田伸二) 現実としまして教職員が担うべき業務範囲が広く、業務多忙の改善が大きな課題であり、大変厳しい状況であると認識をしております。
- 議長(湊俊文) 中村議員。
- 4番(中村忍) 学校には、やれば切りがないほど仕事がございます。仕事かどうなのかというすみ分けも必要なわけではございますが、そこで、業務の役割分担や適正化を確実に実施するための仕組みづくりが重要ではないかと思います。学校の働き方改革の趣旨を地域、保護者に理解し、協力していただけるようにすることが前提になりますが、教育委員会には、業務改善方針を策定、業務の仕分け、学校が保護者や地域住民と教育目標を共有し、学校運営を行える体制の構築が求められると思います。また学校には、削減できる業務を洗い出して、本来は家庭や地域が担っても構わないような業務については削減することも必要になってくると思いますが、いかがでしょうか、お伺いいたします。
- 議長(湊俊文) 教育課長。
- 教育課長(植田伸二) そういった取組は、大変大切なことであるかと思います。例えば、学校

運営協議会、コミュニティスクールで、そういった周知を図り、住民の方とともにご理解をお願いをしてご協力をいただくといったことも一つの方法であると考えております。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○4番（中村忍） 次に移ります。過労死ラインと言われている月80時間以上の勤務をしている教員の割合は本町はどうなっていますか、お伺いいたします。

○議長（湊俊文） 教育課長。

○教育課長（植田伸二） 令和5年度に年に1回以上月80時間以上の時間外勤務をしている職員の割合は、小学校で2.5%、中学校で7.5%、全体で3.4%となっております。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○4番（中村忍） 過労死ラインの教員がいる場合、教育委員会としてどう対処していくのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（湊俊文） 教育課長。

○教育課長（植田伸二） 教職員の健康の維持と学校教育の充実に向け、学校を通じ、厳しく指導を行い、業務改善と長時間勤務の抑制に取り組んでおります。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○4番（中村忍） ただいま厳しく指導していくと回答されましたが、本来、志のある教員の過労死などの事態は決してあってはならないものです。そういった者は、とてもしんどい思いをしているのが多いと思います。そういう時に同僚がしっかりその者に寄り添っていくということが大変大事になってくるんじゃないかなというふうに思います。学校における働き方改革をそういう者をなくすためにも一層進めていく必要があると思っております。さて、資料でございますが、学校及び教師が担う業務の明確化・適正化をご覧ください。2019年の中教審答申では、学校がしなくても良い業務を明確にし、縮小や外部による肩代わりのための環境整備を進めるよう政府に求めました。資料に示しておりますように、これまで教師が担ってきた様々な業務を、基本的には学校以外が担うべき業務、学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務、教師の業務だが、負担軽減が可能な業務の3つに分類し、それに基づく14の取組が整理されました。基本的には学校以外が担う業務については外部へ委託する必要のある業務だと言えます。このことはもっと徹底して行うべきと考えますが、どうでしょうか、お伺いいたします。

○議長（湊俊文） 教育課長。

○教育課長（植田伸二） 議員ご指摘のとおり、教職員の負担軽減のため積極的に行うべきと考えます。本町では、今年度草刈りなどの学校維持管理業務経費を予算化したところであり、今後とも取り組んでまいります。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○4番（中村忍） そういった輪を広げていただくことを願っております。学校また教師が担う業務に関する3分類14の取組の徹底によって学校教師が担う業務の適正化を一層推進していくことが求められると思いますが、本町では、このことによってどのようなことが大きく前進したのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（湊俊文） 教育課長。

○教育課長（植田伸二） まず、部活動の見直しを行ったことで、全体として勤務時間は減少したものと考えています。十分とは言えませんが、一定の成果であったと考えています。大きな取

組としましては、昨年令和5年度から、基本的には学校以外が担うべき業務に分類される学校徴収金の徴収管理に当たります学校給食費の公会計化を実施しており、学校の負担軽減に大きくつながったものと考えております。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○4番（中村忍） 先ほども申しましたが、この資料のように、学校及び教師が担う業務の明確化や適正化を行っていくことは、働き方改革のキーになる取組の一つだと思います。例えば、プールに関する業務を例に考えてみたいと思います。業務の見直しや改善を図る上でプール掃除、プール管理、監視業務、水泳指導、プールの利用回数などの視点が上げられますが、これらをどう整理できると思われますか、お伺いいたします。

○議長（湊俊文） 教育課長。

○教育課長（植田伸二） プール業務に関しましては、この3分類、例えば、輪番制とか、そういったところでここにしっかり当てはめて、授業プールと夏休みプールはまた区分けをして考えるべきものと考えております。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○4番（中村忍） 授業プールは学校で、夏休みのプールは教育委員会ということだと思います。私はこういうふうにこれを捉えたんですが、プール掃除は、これは外部委託が可能なことですので、学校以外が担う業務としても良いのではないかとこのように思います。また、プール管理と監視業務は学校プールの場合には学校が担う業務ですが、地域のプールを利用する場合には、プール監視は、そのプールの担当の方がやってくさるというふうにお伺いしました。学校以外が担う業務に位置づけることができるものによって変わっていくと思います。また水泳指導は学校が担う業務になりますが、10時間程度の計画が求められるものです。Su i Su i等行かれる学校は6回行くということで12時間の計画になろうと思います。ここら辺の2時間、たかが2時間、されど2時間ですが、年間トータルすれば大きなものになっていくと思います。そういう時間管理も大事になってくると思います。教育委員会と、また今、課長がおっしゃった回答と私の回答では相違がありましたが、年間を通して業務の明確化と適正化については、それぞれの職場、またそれぞれの職場と教育委員会とで丁寧に議論していく必要があるのではないかと思います。それでは、次に移ります。本町の働き方改革の実際についてお伺いします。教育委員会では、これまでどのような取組を行ってこられたのでしょうか。また、その進捗はどうでしょうか、お伺いいたします。

○議長（湊俊文） 教育課長。

○教育課長（植田伸二） これまで部活動の見直しや留守番電話の一部設置、校務支援システムの導入、定時退庁の町内学校一斉閉庁などの実施に取り組んでまいりました。また、取組の進捗を計る指標として、子どもと向き合う時間が確保されていると感じる教員の割合を80%に、時間外在校時間について、月80時間以上の者をゼロに、年次有給休暇を年間10日以上取得する職員を100%になるよう取り組んでいます。目標には達していませんが、数値は向上しており、引き続き目標が達成できるよう取り組んでまいります。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○4番（中村忍） 教員の長時間労働を是正するためには、多くの方がおっしゃいますが、人を増やすことや仕事量を減らすことが欠かせないことだと考えられます。教育委員会の所見を伺いたいと思います。まず、人を増やすという観点ではどのような取組を行い、どのような成果が

出ているのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（湊俊文） 教育課長。

○教育課長（植田伸二） スクールサポートスタッフの配置や職員加配の要望、町費の特別支援学級支援員の配置を行っています。その配置により教職員の負担軽減につながっているものと考えています。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○4番（中村忍） 特別支援学級支援員やスクールサポートスタッフの配置は非常に有効だという声をいろいろな職場からお伺いしております。現在、町内の配置状況ですが、特別支援教育の支援員は20名が配置されており、スクールサポートスタッフは町内の5校で配置されていると把握しております。スクールサポートスタッフはなぜ全ての学校に配置されないのでしょうか。全ての学校に配置すべきだと思いますが、どうでしょうか、お伺いします。

○議長（湊俊文） 教育課長。

○教育課長（植田伸二） 県費のスクールサポートスタッフ、基準がございまして、この配置になっております。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○4番（中村忍） 現実には不足する教員について、町が雇って採用しているという所もあります。やっぱり町でもそういうスタッフさんを採用して任用する、そういうことがこの働き方改革を進める上では大変大きなことになるのではないかと考えております。いかがでしょうか。

○議長（湊俊文） 教育課長。

○教育課長（植田伸二） 一つの方法であると考えております。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○4番（中村忍） 今後の奮闘を期待しております。次に、仕事を減らすという観点ではどのような取組を行い、どのような成果が現れているのか、お伺いいたします。

○議長（湊俊文） 教育課長。

○教育課長（植田伸二） 校務支援システムの導入、各種事業、調査・照会の見直し、精選、簡素化、また、教材・指導案の共有化などに取り組んでおり、勤務時間の削減につながっているものと考えています。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○4番（中村忍） 町内の教職員の皆さんの反応、教職員の皆さんの声はどうでしょうか、お伺いします。

○議長（湊俊文） 教育課長。

○教育課長（植田伸二） なかなか、この抜本的な改善とかいうことには至ってないかとは思いますが、勤務時間の縮減、年休取得の増加という部分でいけば前進しているものと考えています。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○4番（中村忍） それでは、働き方改革に関する各学校の主体的な取組もとても重要であると思います。どのような取組が行われているのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（湊俊文） 教育課長。

○教育課長（植田伸二） 定時退庁の実施、職務明細表の活用や適切なスケジュール管理、会議の精選などに取り組んでいます。



○議長（湊俊文） 中村議員。

○4番（中村忍） 今、おっしゃったようなことが着々と進んでいるのを私も肌で感じる人が多いです。例えば、学校に行かせていただく機会のある学校行事がございます。例えば、入学式、卒業式告辞は掲示で行われています。それから運動会、入場行進はありませんでした。そういうものが学校のほうも、必要ないというわけではないんだけど、少しずつ改善する、そういう動きが見られているものを感じております。次に移ります。学校の教職員が余裕を持って働ける持続可能な環境づくりは、教育の質の向上を図る上で重要な要素だと思います。教育関係の予算配置が厳しい中、多くの学校では大変涙ぐましい努力が見られます。例えば、ガラスの窓にひびが入っておりましても、養生テープが貼られてどうにかその場をしのいでいるという学校もあります。また印刷する時には、印刷ミスをした紙の裏紙を使っている学校もあります。また、印刷枚数に応じてコピーと輪転機を使い分けするというのを厳格に行っている学校もあります。決して無駄遣いをされているわけではありません。予算のやりくりにおいても日々圧迫されていると感じながら働いている職員も少なくないのが現状でございます。予算措置に配慮いただいて、もう少し余裕を持って働ける環境を求めたいと願っている学校の職員も多いと思いますが、どうでしょうか、お伺いいたします。

○議長（湊俊文） 教育課長。

○教育課長（植田伸二） 現状としまして、限られた予算の中で、学校のご協力をいただいているところでございます。緊急的な事故や突発的に必要な事例につきましては、可能な限り対応をしているところでございます。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○4番（中村忍） ただいま学校の実情を申し上げたところでございますが、学校の協力だけで片づけるんじゃなくて、やっぱり現場の声というのをしっかり丁寧に聞いて、現場をしっかり見て、やっぱり圧迫感を感じながら仕事をするんじゃなしに、余裕を持って仕事ができるようになるようご一考いただければと思っております。学校における働き方改革の実効性を高めるためには、保護者の理解や協力を十分に得ることが重要だと考えます。教育委員会の取組の方針等分かりやすく広報し、地域、保護者の理解を深めていくことを大切にすべきと考えますが、教育長の所見をお伺いいたします。

○議長（湊俊文） 教育長。

○教育長（増田隆） 議員ご指摘のとおり、教員の労働環境については、勤務時間については時間外勤務のほか、学校が担うべき業務範囲が広く、多忙であるなどの指摘が全国的に報じられており、北広島町の町立学校も同様の状況にあります。各学校で業務改善を推進するとともに、適正な勤務時間管理に取り組むことは教員の健康を維持し、学校教育の充実を図る観点からも重要であると考えています。教員の勤務時間管理については、厚生労働省において、労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドラインが示され、使用者は労働時間、労働者の労働日ごとに始業・終業時刻を確認し、適正に記録することとされており、町内各学校においては、入校・退校時刻記録簿を作成し、個々の教員が入校・退校時刻を記録し、労働時間の管理を行っています。各校においては、校長等の管理職が記録簿等の勤務時間を確認し、個々の教師が長時間労働になり健康を害することがないように、日常的に教員への指導、助言を行っています。学校行事等が連続する場合には、準備等で時間外勤務をする教員も見受けられますが、時間外勤務が常態化しないよう、各学校の実態に応じて週1日の定時退校日を

設定するなど、時間外勤務の抑制に取り組んでいます。町教育委員会としては、各学校の実態に応じた業務改善及び適正な勤務時間管理を進めるとともに、あらゆる機会を通じて保護者や町民への広報に努めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○4番（中村忍） 繰り返しになりますが、なぜ学校の働き方改革は必要なのか、このことを地域保護者にご理解をいただくことは、この取組を進める上で必要不可欠なことであります。そのためにも丁寧な情報発信をしていただいて、改革の実効性を高めていただきたいと思います。どう発信するかで物事は大きく変わると思います。その発信に期待をするところでございます。3点目の質問に移ります。学校の安心・安全な環境づくりについてお伺いいたします。記録的な高温とそれに伴う熱中症の発生状況を踏まえ、文部科学省から学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引きが示され、各地の教育委員会で、熱中症予防対策に資する情報を適切に捉えて、各校が学校安全を展開するよう、各都道府県で学校における熱中症対策ガイドラインが示されています。屋外の活動はもとより、校舎内においても適切な室温を維持できる環境整備が一層求められています。しかしながら、本町の学校の特別教室にはエアコンが設置していない部屋もあり、体調を崩した子どもが相当数いることが、昨年もそうでしたが、教育委員会に報告されていると把握しております。このことは子どもたちの命に関わる重要な案件です。教育長の見解をお伺いします。

○議長（湊俊文） 教育長。

○教育長（増田隆） 平成29年に発生をした全国的な異常な猛暑がありました。本町の学校施設においても室内温度が上昇して大変なことになりました。これを受けて、熱中症予防等の安全対策として、教室等にエアコン整備を行い、小学校9校の普通教室、中学校4校の普通教室と特別教室、この場合の特別教室は理科室、音楽室、美術室、パソコン教室、家庭科教室でありました。及び各給食調理場及び給食センター等118室へエアコンを設置するなど、教育環境の改善を図ってきたところですが、しかしながら、議員ご指摘のとおりエアコンが設置できていない特別教室もございます。関係各所と連携協議を急ぎながら、設置に向けて働きかけてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○4番（中村忍） エアコンがない教室での授業は、子どもたちの命に関わる重要な案件であります。このことは昨年から申し上げている事柄です。もし事故があったなら、その責任は今まで以上に大きいと思います。以前、教育長さんと懇談をさせていただいた時に、できん理屈を並べるより、できる知恵をと語られておられました。そうした教育長の手腕に期待したいと思います。さて本年度、本町で2件の交通死亡事故が生起しております。今、子どもたちの通学の安心・安全を確保する早急な対応が一層求められる中、新たにスクールバスの運行が始まった地域もあります。これは大いに評価したい事柄です。一方、町民の皆様から通学路における子どもたちの安心・安全を確保するためには、街灯の設置をもっともっと進める必要があるのではないかと、そう言った声をはじめ国道沿いの通学路に歩道を設置してほしい場所がある。交通量の多い町道で路肩と水路の境を明らかにすべき場所がある。危険な場所の表示を明確にしなければならない場所がある。スクールバスが走る道路でカーブミラーを新たに設置することが望ましい場所があると言った声も伺っております。大切な命を守るためには早急な対応が求められると思いますが、町は今後どう対応していくのか、お伺いいたします。

○議長（湊俊文） 教育課長。

○教育課長（植田伸二） 本町では、児童生徒の安全確保を図るため、平成26年7月に北広島町通学路交通安全プログラムを策定し、毎年、道路管理者、警察、行政、学校が合同で通学路の危険箇所点検及び対応を行っています。先の交通死亡事故を受け、先月行われました千代田交番連絡協議会と地域安全会議で改めて関係者間で交通安全対策を確認したところでございます。児童生徒の大切な生命を守るため、町内各学校には注意喚起を通知し、適切な通学指導を行うとともに警察によりますパトロールの強化や地域の通学見守り隊の皆様のご協力など、道路標識設置に向けた道路管理者の協力も含め、可能な限り児童生徒の安全な通学を確保してまいります。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○4番（中村忍） 北広島町通学路交通安全プログラムのメンバーの方と協議しながら進めていくということでしたが、先ほども申しましたように、2件の死亡事故を受けて、多くの住民の皆さんから安心・安全を確保してほしいという声を伺っております。私が聞いている以外にも、ほかにももっともっとあるんだろうなというふうにも思っておりますが、こうした地域の願いもしっかり受け止めていただいて対策に生かしていただくようお願いしております。4点目の質問に移ります。中山間地域の魅力ある学びについてお伺いいたします。本町にはそれぞれ特色を持つ3つの高等学校がございます。中山間地域の次世代を担う高校生には、自分が今生きているふるさとを知り、ふるさとに愛着や誇りを持ち、ふるさとで生きる価値を実感することを通して自己認識を形成していただきたいと願っております。また、義務教育においても、学校、地域、家庭など、複数からのアプローチによりふるさと教育を推進し、ふるさとの良さを実感し、価値づけや発信する力を育て、北広島町の空に希望が描ける人材の一人一人になっていただきたいと願っています。冒頭、地域の活性化を若者の地元就労や地元定住につながればありがたいと語られた教育長のご所見をお伺いいたします。

○議長（湊俊文） 教育長。

○教育長（増田隆） 若者の地元定住や地元就労は、本町にとっても大切な取組です。それによって人口流出に歯止めがかかり、税収の増加につながれば大変素晴らしいことだと考えています。本町には3つの高校があり、それぞれが特色ある取組をしておられますが、どの高校も地元が大切であるという認識はお持ちになっております。特に地元出身の高校生たちは、小中学校でふるさと夢プロジェクトで学習してきていることもあって、地元への愛着は高いものがあります。例えば、ふるさと夢プロジェクトの令和5年度、5年生のアンケート結果では、「北広島町が好きである」の肯定的評価は100%です。それに対し、「将来北広島町に住みたいと思う」という質問は、肯定的評価は78%であり、他のアンケート結果と比較しても低くなっています。中学校や高等学校の校長として生徒たちと話をしてきた私の経験から申し上げますと、若者がより住みたい町になるには、若者が働きたいと思う職種や職場があるか。自分の趣味が活かせるそういう場所やそういう仲間があるか、いるか。将来的には、手が届く住宅環境やより良い教育環境があるかどうかと言えます。これらのことから、地域の活性化や若者のニーズに合うまちづくり、地域づくりもこれからの大切な視点になってくるのではないかと考えておりますし、10月22日には高校生議会が開かれるというふうに聞いております。この中でも若者がそういう思いや意見を聞けるのではないかと期待をしているところでございます。以上です。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○4番（中村忍） 教育だけの力では決して全てかなうことは難しいとは思いますが、今、教育長がおっしゃったように夢プロジェクトの取組、この見直しをしっかりといただいて、また改善を図っていただきながら、故郷を深く知って、地域の課題に向き合う威力と力を育んでいただきたいと思います。北広島の空に希望を描ける人材育成に期待したいと思っております。最後です。高等学校卒業後、本町で活躍することを志し、本町に就職する若者が増えることで人口減少にストップをかけると同時に、未来の担い手としてまちの活性化にも大いにつながっていくものと思います。そのためには、そのような若者へ町を挙げて支援を展開していくことは極めて重要だと考えます。せめて運転免許が取れるくらいの支援を求めたいと思いますが、町長の所見をお伺いいたします。

○議長（湊俊文） 町長。

○町長（箕野博司） 高等学校卒業後、本町に就職し、地域の担い手となっていただくことは大いに喜ばしいことであり、本町としてもできる限りの応援をしていきたいと考えております。本町に住みたくなる、帰って来たくなる魅力あるまちづくりに向け、特に若い方への就労、子育て、住環境等における支援は大切であり、持続可能な制度設計に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○4番（中村忍） 以上で、私の質問を終わります。

○議長（湊俊文） これで、中村議員の質問を終わります。ここで暫時休憩を取ります。11時までとします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 10時 51分 休憩

午前 11時 00分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（湊俊文） 再開します。2番、伊藤立真議員の発言を許します。

○2番（伊藤立真） 2番、伊藤立真です。今日は、先に通告しております北広島町ゼロカーボンタウン推進の取組ということで質問をしてみたいです。令和4年8月に北広島町ゼロカーボンタウン宣言がされ、令和5年度から8年間を計画期間とする北広島町地球温暖化対策実行計画、北広島町ゼロカーボンタウン推進計画が示され、取組がされているところです。令和5年3月に発表された北広島町ゼロカーボンタウン推進計画の基本方針、これに、1、省エネルギー社会の推進、2、小さなエネルギー生産工場の整備、3、森林の適正管理が掲げられております。この中で第3章、区域施策編、第2節、町域における再生可能エネルギー導入状況では、太陽光発電について、2020年時点で町内消費電力の約半分を賄うだけの再生可能エネルギー発電が行われていること、町内設置の太陽光発電所の約87%は町外事業者が設置したもので、売電収入は地域外に流出してしまうこと、今後、地域企業や個人が主体となった太陽光発電所

の増加が望まれるということが記してあります。今回の一般質問では、北広島町ゼロカーボンタウン推進計画における太陽光発電所の位置づけや推進状況、また、これらに向けた北広島町の取組の考え方等々について質問をしております。まず、本町では、北広島町ゼロカーボンタウン推進計画を推進するため、地球温暖化を引き起こす二酸化炭素排出量を削減することを目的に、町民や町内事業者を対象に、太陽光発電設備や蓄電池の導入、省エネ機器の設置等を支援するゼロカーボンタウン推進加速化事業、これを令和5年度から実施しておりますが、この事業の概要と予算規模、補助対象設備ごとの実績、これについてまず伺います。

○議長（湊俊文） 環境生活課長。

○環境生活課長（出廣美穂） 本事業は、令和5年3月に策定した北広島町地球温暖化対策実行計画、北広島町ゼロカーボンタウン推進計画に基づき、屋根置きなどの自家消費型の太陽光発電や住宅の省エネ性能の向上が見込める機器等の買替えなど、脱炭素の取組となる機器設置について補助金を交付するものでございます。令和5年度の予算額は、補助金ベースで5468万3000円です。実績につきまして、太陽光発電設備補助は20件で1689万円、太陽光発電設備に係る蓄電池設備は11件で275万円補助しています。また、高効率機器の買替えに関しては、空調機器が33件で421万6000円、給湯機器が28件で944万4000円、照明機器が3件で103万6000円補助しております。その他、薪ストーブ設置等の木質バイオマス熱利用設備について、23件で1056万5000円補助しております。交付合計は4490万1000円となっております。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2番（伊藤立真） 今、令和5年度の実績について説明いただきました。執行率、予算から見ると95.8%というふうな数字もいただいておりますし、この中で一番大きなウエートを占めているのが太陽光発電設備ということも分かります。さて、この事業ですけれども、令和6年度も予算化をされております。令和5年度と比較して予算額あるいは事業内容の変更があれば説明をいただきたいと思っております。

○議長（湊俊文） 環境生活課長。

○環境生活課長（出廣美穂） 令和6年度の予算額は、補助金ベースで5690万円です。昨年度からの変更点は、太陽熱給湯設備とガスと熱で電気をつくるコージェネレーション設備を補助対象外としました。これは国が定める機種の高基準が高く、利用が見込めないためです。また、実績から、高効率給湯機器の補助金の上限額を減額し、高効率照明機器及びエコカー、電気自動車やプラグインハイブリッド自動車ですけれども、の補助上限額を増額しております。以上です。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2番（伊藤立真） 今、5年度と6年度の違いを説明いただきましたけれども、全戸配布をされている令和6年度ゼロカーボンタウン推進加速化補助金に関するチラシ、これを見ますと、具体的に言えば、先ほどありましたけれども、高効率給湯機器は補助率2分の1で上限が50万円から20万円に減額されたというふうなこと、あと高効率照明機器、これは事業所のみが対象になってますけれども、これは2分の1補助で、上限50万円だったものが200万円に増額されている。またエコカーありましたね、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車については、蓄電池容量とクリーンエネルギー自動車導入促進補助金、それぞれ50万円の増額というふうなことが書かれております。具体的にはそういったものが増額。また、この上限額が増額にな

ったエコカーや補助金額に変更のない蓄電池設備、これらについては、太陽光発電設備との同時導入が条件になっているというふうに書かれてあったと思っております。間違いはないでしょうか。

○議長（湊俊文） 環境生活課長。

○環境生活課長（出廣美穂） はい、そのようになっています。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2番（伊藤立真） 間違いがないということで、この辺りのことがしっかり町民の方に周知できればなど、知っていただければというふうに思います。このゼロカーボンタウン推進加速化事業を実施されて、先ほども昨年実績説明いただいて、その3分の1近くが太陽光発電設備設置の補助にあたってたと思いますけども、この事業を実施して、太陽光発電事業設備設置の動向に関する手応え、こういったものの感想、手応えを伺ってみたいと思います。

○議長（湊俊文） 環境生活課長。

○環境生活課長（出廣美穂） 手応えですけれども、電気料の高騰から皆様の関心が高いと感じております。令和5年度の住宅用太陽光発電設備補助の申請者の年代を見ますと、30代から40代までの方が半数以上を占めております。町内事業者の方も、この補助金を契機に太陽光発電設備についての設置検討や導入をしていただいております。電気料やCO<sub>2</sub>削減への意識が高まっていると考えております。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2番（伊藤立真） 手応えとして、30代から40代の方の申請が半数以上を占めていると。町内事業者の方も、この補助金を契機に設置検討や導入をされている。脱炭素への意識が高まっているという感想をお持ちということですね。この太陽光発電設備の普及拡大を進めていく中で、課題にはどういったことがあるか。どういったことを思われているか、それをちょっと伺ってみたいと思います。

○議長（湊俊文） 環境生活課長。

○環境生活課長（出廣美穂） 北広島町ゼロカーボンタウン推進計画においては、取組の基本方針として、本町の文化的景観や生物多様性を損なわないことを前提にエネルギーの地産地消を進めることとしております。太陽光発電設備につきましては、まず自家消費型を中心に普及を図ることとしていますが、課題としまして初期投資が高額であることが挙げられます。また、町内の電力を賄うために、発電設備の普及拡大は必要となりますが、現在は売電用の太陽光発電所が多数立地しております。町内の電力として使えないばかりか、トラブルを誘発したり田園風景を阻害する迷惑施設となってしまう場合もあると思われま。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2番（伊藤立真） 今、課題をお知らせをいただきました。取組の基本方針として、本町の文化的景観や生物多様性を損なわないことが前提というふうなお答えもありました。町には環境に関する生物多様性を含めてですけども、環境保全のための条例もあるわけですが、そういったことを意識されてというふうなことにはなろうかと思えます。太陽光発電パネル設置については、その在り方を模索する動きというのが全国的に広がっているようです。今年の5月22日、中国新聞の地域版の記事ですけども、府中市においては、税収も雇用も期待できる企業の進出を促して無秩序なパネル畑の拡大を防ぐ狙いということで、設置の土地評価を住居地域から準工業地域へ用途変更したというふうなことがありました。また、地域と良好な関係を築こうと事

業者がパネル下で仏事に使われるシキミを栽培し、管理を地元営農組合が担い、新たな農地活用につなげたいという思惑であるとか、さらには非常用電源としてコンセントを備え、停電時に住民に開放するといったような事業者と地域の共存を模索しているというふうなことが書かれてありました。また、同じ記事ですけれども、世羅町においては、事前に隣接する農地所有者に同意を得ることなど、昨年4月に策定されたパネル設置に関するガイドラインについても書かれてありました。再生エネルギーの普及拡大と地域環境の維持については、今しっかりと考えた上で取り組んでいかなくちやいけないということになるのかなというふうには思っております。さて、北広島町のゼロカーボントウン推進計画では、ゼロカーボントウンの実現に向けてエネルギーの地産地消、これを柱とする3つの基本方針、これは前段でお話したとおりですが、その中の小さなエネルギー生産工場の整備では、公共用地、ため池や農地への太陽光発電の導入、木質バイオマス発電や小水力発電の利用、事業所、工場、住宅への太陽光発電の導入、公共施設、これは集会所・避難所への太陽光発電の導入、そして住民、企業、地域が主体となったエネルギー事業ということが示されております。先ほど太陽光発電設備の動向に関する手応えを伺った回答の中には、町内事業者の方にもこの補助金を契機に太陽光発電設備について、設置検討や導入をされており、CO<sub>2</sub>削減への意識が高まっているというふうな回答がありました。ため池や農地への太陽光発電の導入について考えてみますと、例えば、荒廃する農地の有効活用として太陽光発電設備を設置すると土地の固定資産税が高額になることから、費用対効果の面から新設が困難になってるんだというふうな声を何件か伺っております。この新設が難しいよという一つの要因として、一つは固定価格買取制度、これFITと言いますが、この売電価格の下落というのがあるということです。2023年、令和5年12月に出されております資源エネルギー庁の資料から売電価格の推移を見てみると、2012年、これ平成24年ですけど、1kWhあたり40円程度の売電価格が、2024年、令和6年では十数円と、大体3分の1から4分の1に下がってるということがあります。一方、設備に対する費用、こちらも下がっておりまして、これは2012年、平成24年には、1kWあたり大体40万円程度かかっていたものが、現在では半額程度の20万円程度になっているというふうなことが示されておりますが、売電価格の低下は3分の1から4分の1ですが、設備投資は2分の1ということで、売電価格の下落を設備投資でカバーしきれないという現実があります。そこで、ため池や農地への太陽光発電設備の導入について土地課税の軽減措置は講じられないか、ちょっとこの辺を伺っていきたいと思います。北広島町では、農地に太陽光発電設備を設備すると、土地の評価が農地から宅地並み雑種地の課税に変更になるというふうに理解していますが、間違いはないでしょうか、伺います。

○議長（湊俊文） 税務課長。

○税務課長（植田優香） 農地の場合、農地転用の許可を受けて造成し、太陽光発電設備を設置されておられますが、ご質問のとおり、宅地並み雑種地として雑種地に地目認定をしております。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2番（伊藤立真） 農地転用の許可を受けた上で、宅地並み雑種地として認定されているということです。これ豊平のある地域でちょっと試算をしてみました。固定資産税なんですけど、1000㎡、1反ですけど、この農地に太陽光発電を設備しようとした時に、農地では評価額11万8000円で、固定資産税は1652円ですが、これが太陽光パネルを設置するということで、宅地並み雑種地になると、評価額は383万251円になって、税率を乗じると3万7

534円程度になる。固定資産税は、差引きで3万6000円程度増になるというふうな試算値が出てまいりました。土地の課税については、市町の評価要領によって定められているというふうに理解はしてはいますが、農地に太陽光発電設備を設置するといった場合に、土地評価を農地並み雑種地課税というふうなわけにはいかないでしょうか。また、自治体によって負担調整措置の割合というものを調整できるのかどうか、伺ってみます。

○議長（湊俊文） 税務課長。

○税務課長（植田優香） 太陽光発電設備を設置する際に田畑を造成した場合は、用途が農地でなくなるため、宅地並み雑種地として課税することになります。課税の公平な観点から、太陽光発電設備のための土地以外の用途である宅地並み雑種地と均衡を図るため、農地であった土地に太陽光発電設備を設置した場合について、一律に農地並み雑種地とすることはできません。また負担調整措置は、地域や土地によってばらつきのある負担水準を均衡化させることを重視した措置であり、地価の高い大都市圏で、条例で課税限度額を減額する措置をされておるところもございますけれども、町内ではばらつきが解消されているため、割合を調整する必要はないと考えております。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2番（伊藤立真） 詳しく説明いただきました。そうですね。農地を宅地並み、農地でなくなるから、当然課税の判断も、評価もそちらのほうに合わせる、税の公平の観点からということで、その部分は理解できますが、何とか固定資産税の軽減措置を考えられないかなというふうなところはちょっと思いとしてはあります。産業用太陽光発電設備の固定資産税、今度は土地ではなくて設備のほうの話ですけども、耐用年数は大体17年あたりで計算をされているということです。この産業用太陽光発電設備の固定資産税ということで、最初の3年間は、課税標準額が3分の2に軽減されるという特例措置があるというふうに認識していますが、これは間違いはないでしょうか、伺います。

○議長（湊俊文） 税務課長。

○税務課長（植田優香） 課税標準額が3分の2となるのは、通称わがまち特例の対象になるものです。この特例の対象となるためには、固定価格買取制度の対象外であること、再生可能エネルギー事業者支援事業費に係る補助を受けて取得した太陽光発電設備であることが必要となります。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2番（伊藤立真） 特例措置はあるけども、一定条件があるということですよね。少々乱暴な試算をちょっとしてみました。先ほど例に挙げた土地の1000㎡の土地に100kWh程度のパネル、これ実際、以下の土地にはそのぐらいの規模のパネル設置ができるというふうなことを伺ってるので、これを例に取ろうと思うんですけど、大体これを見ると、2000万円程度の太陽光発電設備の費用がかかるというふうなことのようです。これを2000万円として計算した時に、固定資産税軽減の先ほどの特例措置で1年目の固定資産税は、17万4500円程度、2年、3年も同じような適用を受けて、3年目には13万3000円程度になりますけれども、特例措置が経過した4年目はまた17万4400円程度というふうな試算になるかと思えます。これらの償却資産、固定資産税の税収増もあるので、土地評価を農地並み雑種地として課税、それは先ほどお答えをいただいたので、税金は上がるよということなんですけども、こちらの固定資産税のほうも入ってくるので調整はできないかなと思ったりもしますが、いか



がでしょうか、難しいでしょうか。

○議長（湊俊文） 税務課長。

○税務課長（植田優香） 繰り返しになりますけども、6の質問でも答弁させていただきましたように、やはり課税の公平な観点から、一律に農地並み雑種地とするということとはできないと考えております。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2番（伊藤立真） やはり難しいということで、では違うアプローチでいきたいと思います。平成24年度の税制改正で、地方税の特例措置として、それまで国が一律に定めていた内容を地方自治体が自主的に判断し、条例で決定できるようにできる仕組み、先ほど産業用太陽光発電設備の固定資産税で言葉が出ておりましたけども、地域決定型地方税制特例措置、通称わがまち特例、これが導入をされております。産業用太陽光発電に関する本町の特例措置はどのようなになっているのか、まず伺いたいと思います。

○議長（湊俊文） 税務課長。

○税務課長（植田優香） わがまち特例は、地方税法の定める範囲内で、地方自治体の特例措置の内容を条例で定めることができる仕組みです。本町の場合は、太陽光発電設備1000kW未満であれば3年間課税標準額となるべき価格に3分の2を乗じて得た額となり、1000kW以上では、4分の3を乗じて得た額と条例で定めております。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2番（伊藤立真） こういった今の措置はあるということはありませんけども、本町においては、まだ該当がないというふうなお答えをいただきました。町内で太陽光発電をさらに普及させるという手段として、このわがまち特例を活用した固定資産税の軽減、これを町で検討することも可能かなというふうに思いますが、お考えはいかがでしょうか。

○議長（湊俊文） 税務課長。

○税務課長（植田優香） わがまち特例は、地方自治体の特例割合を範囲内において定めることができる制度でありますので、その特例割合は、範囲は1000kW未満が3分の2を参酌して2分の1以上6分の5の範囲内で、1000kW以上が4分の3を参酌して12分の7以上12分の11の範囲内とされております。参酌基準を超える減額であれば、超える分についての交付税に影響がありますので、慎重に検討すべきものと考えております。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2番（伊藤立真） 参酌基準を超えるものは慎重に検討する必要があるというふうなお答えをいただきました。ですが、参酌基準を超えなければ良いのかなというふうに思います。現在の特定割合1000kW未満で3分の2、1000kW以上は4分の3を乗じるということと定めているという説明でしたけども、参酌範囲内、例えば、1000kW以内で、その3分の2を2分の1にするということは可能だというふうに理解してよろしいでしょうか、伺います。

○議長（湊俊文） 税務課長。

○税務課長（植田優香） 2分の1以上6分の5の範囲内で条例で定めることができるということになっておりますので、3分の2を2分の1に定めるということは可能であります、その3分の2から2分の1にした場合の6分の1相当部分についての交付税等に影響がございますので、今のところは2分の1に減額をするというところについては考えておりません。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2番（伊藤立真） いろいろな制限がある、交付税のこともあるので、そう簡単ではないかもしれませんが、一つ可能性があるとするれば、そういったこともあるのかなというふうに取りらせていただきます。次に、北広島町ゼロカーボントウン推進計画の一環として、町は、今年度地域エネルギー会社というものを立ち上げておられます。現在進められている地域の基幹集会所地元譲渡、これ協議があちこちでされておりますけれども、この譲渡に関して譲渡後の経常経費を確保するための手段、また防災機能を強化するというので太陽光発電設備、これを設備していくということが示されております。この地元譲渡については、当初、譲渡後に地域で太陽光発電設備等の管理などを行うというのが最初の計画でしたが、太陽光発電については、設備管理等を地域エネルギー会社が担うことで、基幹集会所への安定した収入確保や設備の管理、あるいは廃棄への課題解決を図るという見通しも示されております。そこで、今年度立ち上げられております地域エネルギー会社、この目的や概要について、まず伺いたいと思います。

○議長（湊俊文） 環境生活課長。

○環境生活課長（出廣美穂） 町内全域で使われている電気や石油等は主に町外から運ばれ、町内に多く設置されているメガソーラー発電所でつくられた電気は町外に流れています。併せて電気料金や売電収入の多くが町外に流出していると推測されております。そのため、町内でつくられた電気は、町内の家庭や事業所で使い、電気料金を町内で循環させるといったエネルギーの地産地消の観点から、町が主体となって地域エネルギー会社を設立いたしました。想定される事業としましては、町内でつくられたエネルギーを売電する小売電気事業、省エネコンサルタント事業などが挙げられます。また、得られた収益は子育てや教育環境の充実、地域文化や生物多様性の維持等に還元していきたいと考えております。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2番（伊藤立真） ただいま地域エネルギー会社の目的概要についてお話をいただきました。得られた収益を子育てや教育環境の充実、あるいは地域文化や生物多様性の維持等に還元していきたいと。その中でエネルギーの地産地消も進める中でというふうなお話のように受け取ります。このゼロカーボントウンの実現に向けてエネルギーの地産地消を進める中で、公共用地や地域企業、個人が主体となった太陽光発電所の増加が進んでいくということになれば、地域エネルギー会社、地域に根差したこの地域エネルギー会社が電力供給に関わっていくということを大体イメージ、将来の運営のイメージですけど、そういったことをイメージされているのかどうか、伺いたいと思います。

○議長（湊俊文） 環境生活課長。

○環境生活課長（出廣美穂） 町内でつくられたエネルギーを売電することが地域エネルギー会社の主な事業となりますが、町内の全ての電気を地域エネルギー会社が取り扱うことは難しいと思いますが、需給バランスを見ながら推進していきたいと考えております。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2番（伊藤立真） 確かにそうですね。町内の全部の電力をというわけにはいかないというのは容易に分かることではありますけれども、この地域エネルギー会社については、今年度発足したばかりでもありますし、これからどういった活動内容になっていくのか、どういった成果を上げていかれるのか、これまだ、今年度始まってまだ三、四か月の話ですから、今後の動向をしっかり見させていただければというふうには思います。さて、太陽光発電については耐用年

数、先ほど減価償却では17年程度の耐用年数の計算でしたけども、実のところ20年から30年と言われるのが太陽光パネルの耐用年数です。この処分については、以前からいろいろ環境面を含めて取り沙汰されておりましたが、先般、今回この質問をさせていただくに当たって、現在の状況がどうなのか調べてみたところ、太陽光パネルのリユースやリサイクルへの取組がかなり進んできていると。また発電事業者には、再エネ特措法、電気事業者による再生エネルギー電気の調達に関する特別措置法の改正で、2022年、令和4年の7月から廃棄費用の積立てが義務化されているというふうなこともありますし、住宅用太陽光発電モジュール、パネルですね、これの廃棄コストも25枚、5kW程度の発電のもので、廃棄コスト自体は5万円程度というふうな試算も示されておりました。以前よりも処分については取り組まれてきているなというふうな実感は持っております。この太陽光パネル、ちょっと紹介もしておきたいことが一つあるんですが、実は資源エネルギー庁のほうの資料で、昨日も同僚議員のほうから質問がありましたけども、特殊詐欺の資源エネルギー庁を語った違反事項通知書というのを送るといったような特殊詐欺も出ているので、この辺は、今回の質問とはちょっと違うんですけど、注意喚起としてご紹介しておきたいというふうに思います。こういったものにも特殊詐欺のパターンと言うか、新たな手法が加わっているということを広く皆さんにも承知していただきたいというふうに思いますし、それはそれでおいといて、北広島町ゼロカーボンタウン推進計画取組の基本方針の一つであります太陽光発電設備の増設、これによる温室効果ガスの排出実質ゼロ、これを町で目指していく中で、普及拡大に向けての取組やあるいは課税制度、地域エネルギー会社の在り方について、町長の所見を伺いたいと思います。

○議長（湊俊文） 町長。

○町長（箕野博司） 本町のゼロカーボンタウン推進にとって太陽光発電設備は大切な主要電源と位置づけておりますので、まずは自家消費型を中心に推進していきますが、公用地や遊休地を活用した太陽光発電所の導入や卒FIT、FITが終わった後の太陽光発電所の活用も考えてまいりたいと思っております。一方で導入拡大においては、景観等への配慮や地域エネルギー会社の需給バランスを見ながら進めることが必要だと考えております。町全体としては、小水力発電も含めて電力の供給率の向上を図っていき、ゼロカーボンタウンを推進していきたいと思っております。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2番（伊藤立真） 今、太陽光発電の位置づけについて町長の所見を伺ったわけですが、北広島町の未来のために再生可能エネルギーの普及拡大、それと環境に配慮した課題解決を含めて、積極的かつ実効性のある取組、ゼロカーボンタウン推進加速化事業の普及も一つだと思いますけども、その辺りをしっかり進めていただくように、また、町民の方の認知を高めていただくように要望して私の質問を終わりたいと思います。

○議長（湊俊文） これで、伊藤立真議員の質問を終わります。ここで暫時休憩を取ります。午後1時までとします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 11時 38分 休憩

午後 1時 00分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（湊俊文） 再開します。午前中に引き続き、一般質問を行います。7番、美濃議員の発言を許します。

○7番（美濃孝二） 7番、美濃孝二です。今回は、太陽光発電設置に関する条例の制定を提案いたします。平成24年7月に再生可能エネルギーの固定価格買取制度が開始されたのを契機に太陽光発電の普及が進んでいますが、全国各地では、土砂流出や濁水の発生、景観への影響、動植物の生態・生育環境の悪化などの問題が生じています。そのため、総務省行政評価局は今年3月26日、太陽光発電設備の多い943自治体を対象にした調査で、回答した861自治体のうち、41.2%、355市町村でトラブルが発生。このうち143市町村は未解決で雑草が生い茂り、管理が不十分、排水設備などが未設置などがあると公表しました。北広島町においても住民からは、再生可能エネルギーの普及は大事だが、こんなに太陽光発電施設が設置されているがトラブルはないのか、耐用年数があと10年程度になるが、ルールにのっとって廃棄されるのかなど懸念の声が広がっています。そのため全国では、太陽光発電設備等の適正な設置と自然環境との調和を図るため、その設置等を規制することを目的とした単独の条例を制定する自治体が近年急速に増えています。そこで今回は、これまでの一般質問に対する町長の答弁を踏まえながら、その後の取組について伺い、北広島町でも太陽光発電設備等の設置を規制する単独条例の制定について提案し、町長の所見を伺います。そこで、まず現在、町内に設置された建物への設置を除く20kW以上の太陽光発電設備の設置件数について旧町単位で伺います。通告では、10kW未満を除くとしましたが、20kW以上と修正をいたします。また、10kW以上の設置数は分かりませんか、伺います。

○議長（湊俊文） 環境生活課長。

○環境生活課長（出廣美穂） 情報公開されている太陽光発電設備の20kW以上の認定件数につきまして、地域別に芸北地域が11件、大朝地域55件、千代田地域188件、豊平地域232件の合計486件となっております。10kW以上につきましては、町内全域になりますけれども、658件となっております。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） かなりの設置が豊平を中心にして広がっていると。千代田もそうですが。総務省のこの調査によると、トラブルの内容は、工事中の敷地や調整池から泥水や土砂が流出し、道路や河川に流入、工事の施工内容が許可条件と違う。また事業者による地域住民への説明不足、緊急時に事業者と連絡が取れないなどがあったとのこと。北広島町で太陽光発電設備に関して泥水の流出、土砂崩れ等による崩壊、パネルの破損、環境への影響、反射光などによる苦情のようなトラブルはないか、あればその件数及び内容について旧町単位で伺います。

○議長（湊俊文） 環境生活課長。

○環境生活課長（出廣美穂） 平成30年度から令和5年度の間で把握している情報では、土砂流出のトラブルとして、大朝地域1件、豊平地域1件の合計2件で、いずれも対応済みです。また、住宅団地内に設置された太陽光発電所の適正管理に関する要望が千代田地域1件、豊平地域1件の合計2件ありました。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） そのうち私の聞いたところでは、令和3年7月、大朝地域の浜田道を挟んだ大朝運動公園の反対側の太陽光発電設備から土砂が流れ出し、水路が埋まったとのこと。この太陽光発電設備は、県内事業者の設置で、発電出力800W、新規認定日は2018年3月8日、運転開始日は令和3年11月1日で、まだ運転開始していないのにこのような土砂流出が起きています。また、お伺いしたいんですけれども、住宅団地内からの2件の相談とは、どういう内容か伺います。

○議長（湊俊文） 環境生活課長。

○環境生活課長（出廣美穂） 住宅団地の要望につきましては、千代田地域につきましては、令和元年度に団地内の乱立を規制するような要望を出されております。また、豊平地域につきましても、令和3年度に住宅団地に混在している太陽光発電の適切な指導を協議会から要望されております。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） 住宅団地について言えば、規制やどういうふうにするかを相談がある。これはどう対応されたんでしょうか、伺います。

○議長（湊俊文） 環境生活課長。

○環境生活課長（出廣美穂） 千代田につきましては、要望の回答の中で、現在、県が全国自治会で要望しておりますので、国の法改正や条例を含めて対応を検討していきたいと回答しております。また、豊平地域につきましては、令和2年度に環境省のガイドラインが策定されましたので、事業者には環境配慮が求められているということと、既に立っている太陽光については違反がない限り指導ができないということの回答をさせていただいております。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） これそのものにちょっと展開する時間がないので、状況は分かりましたが、対応としてはできていないということになると思います。これらの事例は、事業者から本庁または支所に連絡があったのか、伺います。

○議長（湊俊文） 環境生活課長。

○環境生活課長（出廣美穂） 事業者からの報告はありません。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） 太陽光発電施設にトラブルが発生した場合、町に対し、事業者からの報告は義務づけられていないんですか、伺います。

○議長（湊俊文） 環境生活課長。

○環境生活課長（出廣美穂） 太陽光発電設備の起因した土砂災害等のトラブルについて、町に対しての報告は義務づけられておりません。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） どうすれば、これは義務づけることができるんでしょうか。

○議長（湊俊文） 環境生活課長。

○環境生活課長（出廣美穂） お願い案件になるかと思えます。ただ、発電設備そのものに破損とか異常があった場合には、町や地域にその状況を報告するように努めるようになっております。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） はっきりとした、お願いしますというところにとどまっているということで

すね。次に、経済産業省が地方公共団体に提供する認定設備情報や同省に通報できる情報提供フォームがあるそうですが、不承知の自治体が6割以上あるとの報道です。北広島町は、この情報提供フォームを承知しているのかどうか伺います。

○議長（湊俊文） 環境生活課長。

○環境生活課長（出廣美穂） 国では、地方公共団体向けに経産省が保有している情報を閲覧できるデータベースですとか、地域住民の皆様からの相談、情報提供を直接受け付けることができる再生可能エネルギー事業の不適切案件に関する情報提供フォームを設置しておりますが、そのことについては承知しております。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） そうしますと、先の4件については情報提供したんでしょうか。

○議長（湊俊文） 環境生活課長。

○環境生活課長（出廣美穂） 土砂の流出の方につきましては、対応済みでありましたことですので、特に情報提供しておりません。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） せっかく経産省がこういうフォームを作ってますから、活用してほしいという事で承知もしているのに、提供していないと。提供して何か問題あったら国が動くはずなんです。これは何でしないのかはっきりしないんですけども、何かありましたら、次に答えてください。次に、令和6年4月施行の再生可能エネルギー特別措置法の改正について町長の所見を伺います。

○議長（湊俊文） 環境生活課長。

○環境生活課長（出廣美穂） 国は、カーボンニュートラル事業の実現を目指すために、再生可能エネルギーの導入を促進していますが、一方で、全国的にトラブルが発生していることを受け、再エネ特措法が改正されまして、令和6年4月から施行されました。法改正とともに事業計画策定ガイドライン等も改訂され、設備設置前や設置後のトラブル等の未然防止や発生後の対応について強化されました。具体的には、発電事業者は事業規模にもよりますが、周辺地域の住民に対し、説明会等の事前周知が認定の申請要件とされ、説明会の記録の提出が必須となります。また、町への事前相談が必要となりますので、トラブル等の防止や改善に期待を持っています。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） そうですね。これまでの再エネ特措法では、周辺地域への事前周知は事業計画の認定要件とされておらず、市町村等の条例で義務化されている場合等に地域住民への説明等が実施されておりました。しかし改正されたとはいえ、事前周知、説明会の開催等にとどまっているなど再エネ特措法では不十分であるため、全国の自治体では独自の条例制定を進めているのです。タブレットに送られた資料をご覧ください。平成26年1月に大分県由布市が、また同年、岩手県遠野市が制定し、その後増え続け、ちょうどこの頃は、私が一般質問した頃の時代ということの背景があるということお含みください。増え続け、令和6年4月6日時点で8件を含め、276条例となっています。総務省の調査結果報告の中では、条例で住民説明を義務化している市町村からは、条例制定後住民説明の未実施や設備設置後のトラブル等は発生していない、または少ないと認識しているとの意見があることが紹介されています。総務省も自治体条例が有効としており、北広島町でも早期に条例を制定する必要があるのではないかと伺

います。

○議長（湊俊文） 環境生活課長。

○環境生活課長（出廣美穂） 何らかの条例化やルールづくりは必要と考えます。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） 何らかの条例化やルールづくりと、このままでは駄目よということですね。じゃあ、その条例化とは単独条例のことですか、伺います。

○議長（湊俊文） 環境生活課長。

○環境生活課長（出廣美穂） 現在のところ、単独条例までのところは検討中でございます。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） 次に、また太陽光発電設備についての心配事などは、今、分かったんですけども、環境生活課ということになると思うんですが、環境生活課に相談すれば良いんですね。伺います。

○議長（湊俊文） 環境生活課長。

○環境生活課長（出廣美穂） 太陽光発電設備に起因する心配事について、環境生活課のほうにご相談いただければ、相談内容によって担当課とか関係機関のほうご紹介させていただきます。また、国の先ほどの情報提供フォームで直接情報提供を個人の方もすることができますので、そちらのほうもご案内したいと思います。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） 相談に乗りますよと。先ほど住宅内の問題、ちょっとまだ曖昧な感じがするんですが、続いていきます。条例化や何らかのルールづくが必要とのことですので、これまでどのような検討を行ってきたのか、2017年6月議会の一般質問と答弁を踏まえて質問します。ちょっと長くなる部分もありますが、引用します。環境省が条例やガイドラインの制定を強く奨励したことに対する町長の所見について、当時質問したところ、環境省より、太陽光発電事業の環境保全に関する自治体取組事例集の資料提供がされている。これは業務の参考とする旨の趣旨であり、太陽光発電事業に関する条例の制定について、今後、町として検討していきたいと答弁をしました。あれから7年たちますが、どのように検討してきたのか。先ほどの条例化とは、単独条例までではないが検討中ということで、まだ検討してるんですが、どのような検討してきたのか伺います。

○議長（湊俊文） 環境生活課長。

○環境生活課長（出廣美穂） この間、国は、太陽光発電設備導入促進と同時に地域と共生した再エネ導入を図るため、森林法や環境影響評価法の改正等、また、関連するガイドラインを制定するなど次々と規制を進めてまいりましたので、その情報収集を行っており、具体的な町条例の検討のほうは至っておりません。しかし、令和4年度に策定した北広島町地球温暖化対策実行計画の検討委員会でご意見をいただき、メガソーラー等の大規模発電所の社会的な重要性には留意しつつ、設置する場合のルール化を検討すると明記いたしました。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） 7年前に指摘をしていたんですけども、具体的な検討は行われていないと。引き続き検討するというので、とても理解ができません。また、国の事業計画策定ガイドライン、太陽光発電についての所見を伺ったところ、先の一般質問で伺ったところ、太陽光発電の事業着手前から、事業終了後のプロセスを計画立案段階から審査する仕組みが整備されたと

いうことで、これまで懸念されていた環境への影響、景観への配慮、地域住民との合意形成不足などの諸問題について好転するのではないかと答弁しました。実際に環境への影響、景観への配慮、地域住民との合意形成不足などの諸問題について好転をしたのかどうか、町長の所見を伺います。

○議長（湊俊文） 環境生活課長。

○環境生活課長（出廣美穂） 現在の事業計画策定ガイドラインは2017年3月に策定されて、今回の法改正を受けて2024年4月に改訂されたものです。環境への影響、景観への配慮、合意形成などについて示されておりまして、地域住民への説明会が義務化されたことで、地域住民と事業者が対話する機会ができてきて諸問題について好転するのではないかと考えております。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） 後でも言いますが、今度の法改正は、事前説明や説明会の実施ということが新たに加わったんで、それ以上のことはほとんど書いてないんですね。そういうことがあって、まだまだ全国的にトラブルが多数発生しています。7年前の一般質問では、山形県のガイドラインを紹介し、所見を伺ったところ、町長は、景観条例や配慮地区やその他の関係法令等により規制のかかる区域内での事業リスク、景観への事前準備から事前終了後の撤去、処分の手続が分かりやすくまとめられていると答弁しました。そのため、これらを参考にして北広島町でも条例やガイドラインをつくる考えはないかと、当時提案したところ、町長は、現状では県内統一のガイドラインを広島県が策定すべきだと。また条例については県条例、北広島町開発行為の適正に関する条例、環境保全に関する条例などの相関を踏まえながら研究していきたいと答弁しましたが、どのように研究し、結果は怎么样了のか伺います。

○議長（湊俊文） 環境生活課長。

○環境生活課長（出廣美穂） この間の法改正や事業計画策定ガイドラインの改訂、また令和2年3月に環境省が策定した太陽光発電の環境配慮ガイドラインなどを確認し、研究しており、それらのガイドラインを踏まえて対応したいと考えております。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） 国の動きを見ていると。しかし現在に至るも、先ほど答弁の紹介したように、広島県はガイドラインも条例も制定していません。県単位で条例制定しているのは兵庫県、和歌山県、岡山県、山梨県、山形県、宮城県、奈良県、長野県の8県、市町村で言えば、平成26年から令和6年に国のガイドラインはあったとしても単独条例を制定しています。県内統一すべきとのことですが、県に働きかけているかとの質問に町長は、要望活動は行っていないが、今後、県と協議しながら進めていくと答弁しました。この間、県と協議した結果について答弁を求めます。

○議長（湊俊文） 環境生活課長。

○環境生活課長（出廣美穂） 発電設備設置にあたりまして、地域住民との関係悪化が全国的な問題であることから、県は、全国知事会を通じて国に対し、安全・安心の確保を前提にエネルギー政策を推進することを求め、法整備や国が責任を持って事業者を指導することなど要望していることでしたので、特に県との協議はしておりませんが、国の法改正やガイドラインの策定、県の関係条例の改正等の情報を確認しておりました。また、環境省では、全国的な太陽光発電の環境配慮ガイドラインを策定しましたので準拠したいと考えております。



○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） 県が統一すべきだと言われています。答弁されたんですけども、その後、県とは協議していないと。これもまた様子見でしか見れないんですね。結局何もしていないのではないかというふうに思わざるを得ません。県内統一のガイドラインを県が策定するのをじっと待っているのではなく、急ぎ関係課と協議すべきではないかと思うのですが、いかがでしょうか、伺います。

○議長（湊俊文） 環境生活課長。

○環境生活課長（出廣美穂） 環境省の全国的に使える太陽光発電の環境配慮ガイドラインのほうはかなり精度が良いので、そちらを準拠したいと考えております。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） 後で言いますが、このガイドラインというのは罰則規定がない。努力義務なんです。ですから制度の問題でこういうふうにして下さいねというのがありますけども、やらなかったかどうなのかという問題じゃないんです。その上で、すぐに条例の制定を決断できないのであれば、北広島町ガイドラインを作成し、その上で条例化を研究してはどうかとの質問に、町長は当時、太陽光についていろいろな所にできており、いろいろ課題も抱えているので早急に検討させていただきたいと。初めて早急にという言葉が当時7年前に出されました。あれから7年たつわけですが、どのように検討したのか、また結果について、ここでも聞かざるを得ないので、伺います。

○議長（湊俊文） 環境生活課長。

○環境生活課長（出廣美穂） 国と県の動向を注視しておりましたが、本町においては、令和4年度に北広島町ゼロカーボンタウン宣言を行い、太陽光発電をはじめとした再生可能エネルギーにより、エネルギーの地産地消を図ることといたしました。また、推進と合わせて太陽光発電所を設置する場合に一定のルールをつくる方針といたしました。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） 一定のルールをつくる方針とした。この一定のルールとはどういうものか、先ほどからちょこちょこ出てくるんですが、どういうものですか。また単独条例も考えているということなのかを聞いたかったんですが、考えていないようですけども、一定のルールとはどういうものか伺います。

○議長（湊俊文） 環境生活課長。

○環境生活課長（出廣美穂） 大きくは環境省の示したガイドラインを基に準拠するというのが今のルールの基になると考えております。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） そのガイドラインですけども、資源エネルギー庁のガイドラインを見ますと、例えば、非常時に求められる対象の④発電設備の異常または破損等により、地域への被害が発生するおそれがある場合、または発生した場合は、自治体及び地域住民へ速やかにその旨を連絡するよう努めること、先ほども言いましたけど、努力義務なんです。さらにその解説で、条文解説では、土砂の敷地外への流出等により地域への被害が発生するおそれがある場合、自治体及び地域住民へ連絡するとともに被害が発生しないよう最大限の努力をすることが必要とあります。これはほんの一部ですけども、先ほどから答弁で出されている環境省、国のガイドライン全体として、全部を見てませんが、ざっと見た段階では、努めることなど努力義務

としている項目が大変多いのが実情です。またガイドラインは、勧告との指摘はなく、正当な理由がなく勧告に従わない場合は、当該事業者の氏名・住所並びに勧告の内容を公表するというのは、今、各自治体が条例でつくってるんですが、そういう権限がガイドラインではないんです。ですからガイドラインに基づいてルールをつくっても、その権限は自治体にはないのではないかと思うんですが、答弁をお願いします。

○議長（湊俊文） 環境生活課長。

○環境生活課長（出廣美穂） 法改正にもよりますが、森林法ですとか土砂の流出に関する法律、そういったものの規定を受ける場合には、そちらのほうを先に許認可を取って提出するようなことになっております。そういったことから勧告のほうはそういった許認可のほうでできると考えております。以上です。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） 今、言われた引用された関係法、これは太陽光発電の規模、例えば、先ほどから言っている10kW以上を対象に話をしていますけれども、今、言われた関係法の中にはそういう太陽光の規模の規定はないのでしょうか。

○議長（湊俊文） 環境生活課長。

○環境生活課長（出廣美穂） 例えば、森林法ですけれども、森林法の林地開発の場合、1haを超える場合だったのが令和4年度に0.5haを超える場合に許認可の基準が変わったりしております。また、町の開発条例なんですけれども、都市計画区域内であれば1000㎡以上、都市計画区域外であれば3000㎡以上の土地の形質変更があるような場合の開発行為に関しては太陽光発電も関係してきますので、こちらのほうで事前協議など受けておるようなところがあります。以上です。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） 森林法では5000㎡以上、町の開発条例では、都市計画区域内では1000㎡や、その他は3000㎡、どれぐらいの規模になるのかと言いますと、先ほど同僚議員が質問で言いましたように、10kWになると100㎡から150㎡、これらは全て対象外なんです。だから関係法令に準ずるということを言うだけでは守られない、多くは。多くが国に対して要望しているのを見ますと、発電規模は50kW以下なんです。これは管理者と言うか、様々な人を配置してやらなくちゃいけないということで、1000㎡を開発する場合は49.5ということで分けてるんです。そういう規制から逃れるために50kW未満にしたりしてるわけですから、今言われた法から全部逃れられるわけです、どんなに大きな所でも。そういうことで抜け道がたくさんあるわけです。そのためガイドラインがあっても守られないそうです。法改正、今ある法に関連させても、トラブルは大きく発生してしまうということが考えられますが、どのように思いますか、伺います。

○議長（湊俊文） 環境生活課長。

○環境生活課長（出廣美穂） トラブルが発生するか、発生するおそれがあるのではないかとということなんでございますが、そういったおそれのある所につきましては、情報提供などいただきまして、国のほうへ通報と言うか、情報共有、提供していきたいというふうに思っております。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） 結局、北広島町自治体では守られないんですね。国のほうも情報提供しても、例えば、経済産業省の今度新しく改定された法改正で説明会などが開かれないうちに通報する

と、経産省が現地に飛んで調査するというふうになっていますが、そういうことまで通報しただけでは動かないわけです、国は。そればかり言ってもらえないんで、じゃあ、他の自治体の条例やガイドラインを見て策定すべき条例のポイントはどういったものか、いくつか、全てではないですよ。紹介します。1つは、届出の対象は建築物の屋根等に設置するものを除いて10kW以上の施設とし、工事着手の60日前までに説明会の記録、必要書類を添付して届け出ることを義務づける。これは、法改正ができたんでされていくんじゃないかと。2つ目として災害の防止、自然環境等の保全のために、事業の実施について配慮が必要と認められる区域を定める。ここにつくったら危ないよ、土砂危険箇所だから駄目ですよ。他は条件がそろえば良いですよということで色分けする。3つ目は、届け出の前に事前協議を提出し、町との協議を義務づける。これは今回の法改正で実施されるでしょう。工事完了から20日以前に完了届の提出を義務づける。5つ目に、事業者が勧告に従わない場合、事業者の氏名を公表することができる。これがないんです。さらに6として、6というわけじゃないんですが、施行日以前に太陽光発電設備を設置した事業者についても、だから既にもう許可を受けて、今、発電している事業者についても同じように、この維持管理、廃止、指導等の規定を適用すると。事故や苦情等が生じた時はその解決に当たらなければならない。また、適正な維持管理及び撤去等に要する費用等を確保しなければいけない。これはFITでは、その単価の中にそういう撤去費用が含まれていますから、新たにお金をつくるわけじゃない、そこから積み立てれば良いんだけど、事業者によっては積み立てない場合があるわけなんです。だけど積み立てると。ここにはないんですけど、例えば、事業者が倒産したという場合なんか、土地所有者がその責任を持つというのを入れた条例もあります。ですから、現状で国やガイドラインにないものについて、ガイドラインであっても罰則ないわけですから、必要なものについて北広島町としての単独条例をやはり考えるべきじゃないかと思うんですが、以上の内容について、取りあえず、町長はどうお考えかお答えください。

○議長（湊俊文） 環境生活課長。

○環境生活課長（出廣美穂） ご提案ありがとうございます。議員のご提案につきましては、今回の再エネ特措法の改正ですとか、前回の再エネ特措法の改正によって、事業者が実施することになった項目も先ほどご説明もありましたが、ございます。また、環境省の太陽光発電環境配慮ガイドライン、こちらのほうは10kW以上のものになっておりますが、示されている項目もございますので、まずガイドラインにのっとって対応することとしていきたいと思っております。いずれにいたしましてもご提案の趣旨にある安全面、防災面、景観や環境への配慮、将来の廃棄等に対する地域の懸念の解消に向けて対応することは大事なことだと考えております。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） 繰り返し繰り返しになりますが、法改正とガイドラインではやれないことがたくさんあるわけです。業者にとっては説明会等は縛られますけれども、その他は守らなくても罰則ないわけです。ですから単独条例をつかって、努力義務とかにするんじゃないかってきちっと守ってもらおうと。守らない業者は公表しますよということを条例で書かない限りはできないわけです。だから単独条例をぜひつくるべきじゃないかと思っておりますが、最後にそれは伺います。その他にも先ほど紹介したものの内容について以外にも、条例または規則、ガイドラインもそうですが、定めることについて町長に伺いますが、設備最上部はできるだけ低くし、周囲の環境から突出しないよう配慮すると。低反射、反射が弱い部分、弱いということですね。周辺の

環境と調和する色彩のものを使用するとか、自然環境及び生態系に配慮する。急傾斜地への設置は避ける。住宅隣接場所に接する場合は、騒音・熱・光の反射等に配慮し、区域から後退させ、植栽を設けて遮蔽するなどの対策を取る。道路に面する場合は道路の見通しの妨げに配慮する。雨水浸透施設、調整池または排水施設の設置、土砂の流出及び事業区域内の地盤の崩壊を防止する対策、また、それに準ずる町長が認めるものということを決めていく必要があるんじゃないかと思うんですが、これについてのご見解を伺います。

○議長（湊俊文） 環境生活課長。

○環境生活課長（出廣美穂） 無秩序な太陽光発電設備の設置につきましては、本町のゼロカーボンタウン推進の観点から望ましくないと考えておりますので、今回の法改正や事業計画ガイドライン、太陽光発電ガイドラインや太陽光発電の環境配慮ガイドラインにご提案の項目のところもございますので、のっとなって対応したいと考えております。また、ガイドラインでは、特に地域住民との適切なコミュニケーションを図ることになっておりまして、議員ご提案の項目についても、対話の中で図られる事項になっていると考えております。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） 同じような答弁なんですけども、繰り返し提案しますが、太陽光発電を推進するためにも、環境や安全に配慮した適切な規制を行うため、今度こそ、7年前はそういうことでしたので、今度こそ北広島町太陽光設備規制条例を早急に設定すべきではないかと考えるわけですが、町長の所見を伺います。

○議長（湊俊文） 町長。

○町長（箕野博司） 本町のゼロカーボンタウン推進計画では、自家消費型の太陽光発電設備と環境に配慮した産業用太陽光発電所を推進をしていきたいと考えております。今回の法改正や環境省の示した環境配慮ガイドラインに基づくことで適切な規制が行えるのではないかと考えております。かなりこのガイドラインも進化したというふうな認識をしております。既存の北広島町開発行為の適正化に関する条例にこのガイドラインに準拠することを明記するという形で改正していきたいと考えております。いろいろご指摘もいただきましたけれども、まずは、このガイドラインを条例の中に入れていくということで対応させていただいて、今後の状況を見ながら検討していきたいと考えております。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） 何か7年前にタイムスリップしたみたいな感じなんですけども、改めてもう1回言います。法改正は、事前説明や説明会の開催にとどまり、ガイドラインは、努力義務にとどまって強制力はない。そういうことなんです。これを克服するためには単独条例が必要なんです。でないと北広島町の地域や自然環境を守れないと私は判断をするわけです。結局、条例化やルールづくりが必要と言っても、この法改正や強制力のないガイドラインに頼り、単独条例はつukらないということと受け止めざるを得ません。そうですね、つukらないんですよ。最後に確認だけはしておきます。

○議長（湊俊文） 町長。

○町長（箕野博司） 将来のことは分かりませんが、たちまちはこのガイドラインを本町の開発行為の適正化に関する条例の中に入れていくということで対応したいということでありまして。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） そうしますと、くどいんで嫌われるかもしれないけども、開発条例にガイド

ラインを準拠するというのは、いつそういう形に規定するんですか、伺います。

○議長（湊俊文） 環境生活課長。

○環境生活課長（出廣美穂） 今年度中に盛り込みたいと考えております。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） 本度中に関係条例に加えていくということは大きな一歩だと思いますが、ぜひ単独条例を考えてほしい。でもこれでもトラブルはなくならないで来てるわけです。だからこそ全国の自治体は、国のガイドラインや法改正の中でも次々と単独条例を策定しています。いつまでも検討する、研究する国や県の土地を守る、開発条例等に加えるとの受身では、災害の防止や良好な自然環境、生活環境、景観を守ることはできないのではないかと考えます。さらにあと10年後には、今ある太陽光発電の耐用年数を迎え、廃止、撤去する施設が大量に出てくることは明らかです。北広島町に対応した単独条例だからこそ町民や事業者にも分かりやすくインパクトがあるわけです。全国の最近の制定した条例の内容を見ますと、ほぼほとんど内容同じなんです。大体全体で20条ぐらいで、1条ぐらい、2条ぐらい違うのはあるんですけども、大体20条でA4の紙で大体4枚ぐらい。ですからつくろうと思えばすぐできる。とゼロカーボンタウン宣言した北広島町だからこそ、太陽光発電設備設置に関する単独条例を今、やはり制定すべきと私は考えますので、できれば今年度中に議員発議ができるよう関係議員と相談していきたいと思っております。町の公務や関係課の意見も聞きながら、なかなか決断できないのであれば、議員の側から発議をするしかないということですので、いやいやそれは恥ずかしいから、行政のほうでつくりますよと言うのであれば、ぜひ提案をしてほしいと思っております。こういう決まり事をきちっとつくってほしいと思っておりますので、そういう点を強く要請をして、条例の提案をして、私の一般質問を終わります。

○議長（湊俊文） これで、美濃議員の質問を終わります。ここで暫時休憩を取ります。2時までとします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 1時 46分 休憩

午後 2時 00分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（湊俊文） 再開します。11番、宮本議員の発言を許します。

○11番（宮本裕之） 11番、宮本裕之です。先に通告しております大綱1点、観光産業の振興と課題について質問いたします。観光産業は、様々な観点から極めて重要な意義を有し、世界の各国も、政府レベルで外国人旅行者を自国に誘致するために観光政策を推進しております。国連世界観光機関の発表によると、外国人観光客の推移を見ると、過去20年の外国人観光客は、2009年のリーマン・ショックの影響から減少したものの増加傾向に転じ、2018年には14億人となっております。日本においても、コロナ禍の間は外国人旅行者の著しい減少を見ましたが、感染症5類になった今は、円安も後押しして、どこの観光地も外国人で大入り

袋状態になっています。こうした状況の中、低迷する地域経済や雇用の改善を図る意味において、また、サービス面における観点からも観光の振興がますます重要になってきていると思います。本町においても、観光業の振興は、豊かな自然と神楽や花田植等伝統文化を魅力に、交流人口と定住人口の拡大につなげる重要産業と考えます。そこで、観光産業の振興について、次の点を伺います。まず1点目、本町の過去5年における観光客の推移と今後の展望についてお聞きします。

○議長（湊俊文） 商工観光課長。

○商工観光課長（大本賢一郎） 毎年7月に広島県観光連盟が広島県観光客数の動向と言う数値データを公表しています。現在公表されています最新のデータは令和4年度のものですが、観光客数はコロナ禍であった令和2年度及び令和3年度と比較しますと、広島県、北広島町ともに増加傾向にあります。また、広島県全体に占める本町の観光客数の割合ですけれども、コロナ禍前が3.3%であったの対しまして、令和4年度は4.0%と数値が上昇している傾向にあります。今後につきましては、議員の質問にもありましたとおり、コロナが感染症第5類になったことに加えまして、円安などの影響を受け、インバウンドの増大や国内交流の拡大など、観光客数のさらなる増大が見込まれると推測をしているところでございます。

○議長（湊俊文） 宮本議員。

○11番（宮本裕之） 観光客の人数はどのような計算方法で行われているかというのは私も存じてないんですが、総観光客数には町内のお客さんも含まれると考えられます。そうした点で本町の入り込み観光客の状況はどうかをお聞かせください。

○議長（湊俊文） 商工観光課長。

○商工観光課長（大本賢一郎） 北広島町、本町におけます入り込み観光客数の動向ということでございますけれども、コロナ禍前でございました平成30年、この年に年間174万3000人の入り込み客数がございました。その後、コロナ禍でありました令和2年、令和3年についてはおおむね100万人程度まで落ち込んでおります。コロナ禍後ということで、令和4年度につきましては144万2000人ということで、入り込み観光客についてもコロナ前に近づきつつある状況にあります。

○議長（湊俊文） 宮本議員。

○11番（宮本裕之） 先ほど申しましたように、神楽競演大会とか壬生の花田植とか、こういったものは主催者発表で人数が大体把握できるんですが、登山客だとか、山登る方とか自然で八幡湿原を見に来たとか、そういった方の人数というのはこれに入るんですね、どうやって算入するんかが分かれば教えてください。

○議長（湊俊文） 商工観光課長。

○商工観光課長（大本賢一郎） 私のほうも細かな算定基準、算出基準については把握はできてないところがございますけれども、データの数値の中にはいわゆるイベント、行事に加えて、そういった観光に来られた方の数字も含むというふうには聞いております。

○議長（湊俊文） 宮本議員。

○11番（宮本裕之） いずれにしても今後は増えていくという見通しですよ。じゃあ、次の質問させていただきます。この観光業におけるDX（デジタルトランスフォーメーション）の取組に対してのメリット・デメリットはどんなものがあるか、お聞きします。

○議長（湊俊文） 商工観光課長。

○商工観光課長（大本賢一郎） 観光業におきましても他の産業、あるいは社会的な状況と同様に専門的人材、担い手の不足、あるいは観光情報配信力の不足という課題に対しまして、AIであるとかVR、こういったデジタル技術の活用は大変有効であり、例えば、季節や天候に左右されない観光コンテンツの開発であるとか、リアルタイムに必要な情報を配信できるといった点など、大変大きなメリットがあるものと考えています。しかしながら一方で、デジタルで情報やサービスを受けることが難しい方や、地域への誇りや愛着を持って、心を込めたおもてなしで観光客の満足度向上を図るといふ点におきましては、人、アナログでなければならないサービスも数多くあるのではないかとこのように考えております。観光DXを考える上で、本町の特性や観光客のニーズに沿った有効なサービスをデジタルとアナログを効果的に組み合わせていくことが重要ではないかとこのように考えております。

○議長（湊俊文） 宮本議員。

○11番（宮本裕之） そうですね、これ組み合わせてからやることで効果が上がるというのは、私もそのとおりだと思います。ITだとかAIだとかDXですね。英語を短くして、単語にして、これ若者は結構理解してると思うんですが、高齢者は何のことかちんぷんかんぷんと思います。DXと言うのはデジタルトランスフォーメーション、これデジタル技術を活用して生活やビジネス、これ変革していこうと、便利でやりやすい、より良いほうにしようという意味のことなんですが、私、今言われたようにセキュリティーの確保とか人材育成、スキルアップや教育という大きな課題を解決していかないとDXもうまく活用できないと思っております。そうした意味で、また次の質問をさせていただきます。観光業界が抱える課題についてお聞きいたします。

○議長（湊俊文） 商工観光課長。

○商工観光課長（大本賢一郎） 本町におきましては、現状から次の5点が大きな課題であるといふふうに分析をしております。1点目ですけれども、先ほど答弁しましたとおり、地域を牽引する観光の専門的人材や担い手の確保、育成ということでございます。次に2点目としましては、滞在時間の拡大や観光サービスの付加価値化による観光消費額の拡大ということがあろうかと思っております。それから3点目としましては、需要の高まるインバウンド、外国人を対象とした具体的な政策、施策の展開ということがございます。それから4点目としましては、数多くの観光地の中から選択されるための競争力を高めるための観光情報の発信力の向上ということが挙げられます。それから最後に5点目としましては、観光情報の発信から商品の企画・販売までをワンストップサービスで提供できることのできる観光推進体制の構築が必要ではないかといふふうに考えております。

○議長（湊俊文） 宮本議員。

○11番（宮本裕之） 今言われた人材の確保や観光消費の拡大、インバウンド外国人のこれどうやって入れ込むか。観光情報発信、観光推進組織の構築、こういった点は大きな課題だと思います。それに加えて離職率の高さとか生産性、利益率の低さ、この課題を抱えているのは大体都市部なんですよ。北広島町にはこういった点はまだ当てはまらないのかなと思います。

昨年のG7サミット、広島で開催されたというのは、これは世界中に大きなインパクトを与えています。特に世界遺産の宮島や原爆ドーム、原爆資料館なんかはもう過去に例がないぐらいの外国人の方が訪れております。この外国人観光客をせっかく広島来てるのに、お隣のこの大自然と伝統文化があるところへ来ていただけないかと、どうやって取り込むかというのは大き

な課題だと思わんですが、商工観光課長はいかがお考えでしょう。

○議長（湊俊文） 商工観光課長。

○商工観光課長（大本賢一郎） 議員ご指摘のとおり、広島市内とかを訪れても大変強く感じるんですけども、非常に多くの外国人の方が広島あるいは広島の代表的な観光地であります宮島、そういった所に来られているという状況が非常に見受けられます。議員ご指摘のように、そういった外国人観光客の方をいかに北広島町のほうに引っ張ってくるか、来ていただくかというところ、それに必要なコンテンツの開発、あるいはツアーの企画、そういったアイデアを出しながら、企画を今後は考えていく必要があるというふうに考えております。

○議長（湊俊文） 宮本議員。

○11番（宮本裕之） まさにそのとおりなんです。観光庁の今年3、4月、訪日外国人は、連続して300万人を超えたと。これ恐らく5月も300万人超えてると思うんですよね。その外国人観光客のかなりのリピーターが、次に日本に来たら日本人の生活文化に寄り添ってみたいという回答が多かったと。これはやっぱりこれを生かすべきだと。民泊インバウンドで来ていただくということをどうやってアピールして情報発信するか。これについてしっかり検討していただきたいと思っております。広島市内では、ビジネスホテルを含め、ホテルがまだまだ建設されていると。あるホテルは今年中に3棟建てると言ってますから。これは絶対日本人観光客じゃないですよ、外国人観光客を当てにしていると。このように考えます。次に、今の民泊にも関係するんですが、農山村体験民泊による交流人口増と地域振興の成果について伺います。

○議長（湊俊文） 商工観光課長。

○商工観光課長（大本賢一郎） 令和5年度、昨年度においては、国内修学旅行10校746名、県内小学校体験活動19校432名、町内の小学校の体験活動8校97名、訪日教育旅行8団体190名の受入れを行ったところでございます。今年度につきましては、前年、昨年度に比べてさらに200名程度受入れが増加する見込みとなっております。成果としましては、宿泊や体験活動を通じて民泊家庭はもちろん地域住民や地域団体などと新たな交流が生まれ、地域コミュニティーの活性化につながっているのではないかと考えております。また経済効果としては、民泊体験料が収入として町内の引受家庭の方に入っている状況がございます。

○議長（湊俊文） 宮本議員。

○11番（宮本裕之） 確かに交流人口の増加、また、本町の自然や伝統文化を見てもらえれば、本当もう一遍訪ねてみたいという思いを持ってもらえることにもつながりますね。実際私、民泊受入家庭してますが、大都市部から来た高校生なんかは夜空の星を見て感激したりとか、将来IT関係の仕事をするなら、僕はこんな所で仕事をしたいんだとか、川崎の女子高校生なんかは、結婚したら、また訪ねて来ても良いですかと、ここまで言ってくれたら、民泊受入家庭冥利に尽きますから。そういったことで、次の質問させてもらわんですが、空き家古民家を有効活用して地域協力型の民泊という取組はできないか伺います。

○議長（湊俊文） 商工観光課長。

○商工観光課長（大本賢一郎） 現在の民泊事業の中心となっているのは、広島湾バイエリア・海生都市圏研究協議会を通じて受入れを行っている事業でございます。社会情勢の変化やニーズの変化に伴いインバウンド受入れの増加や古民家、あるいは空き家の利活用、それから体験活動の充実や対面式等への会場への送迎、こういった負担軽減へ向け、地域ぐるみでの受入れ等についても今後は大いに研究していく必要があるかなというふうに考えております。



○議長（湊俊文） 宮本議員。

○11番（宮本裕之） 民泊受入れ家庭の多くは夫婦でやっているところが多いんですが、1人でやってる家庭もかなりあります。1人で見るということは、ちょっと目の届きにくいところもあるんで、不安なところもあるかと思うんですが、こういったところを地域で協力する。また、行政区でも圧倒的に民泊受入れをしてない所は圧倒的に多いです。やはり芸北でも、昔スキーの盛んな頃は、もう50軒ぐらいあったのが今もうほとんどやめてます。残った民泊の方がこうやって受入れ民泊とか一緒にやってもらってますが、地域の行政区単位でも、大きな学校区単位でも良いですから、そういった単位の中で一緒にやってみようという方がおられたら、空き家を使っても良いし、自分の家を使っても良いから、ぜひとも受け入れてほしいというような協力体制を行政のほうからも投げかけていただきたいと思いますと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（湊俊文） 商工観光課長。

○商工観光課長（大本賢一郎） 議員ご指摘のありましたように、やはり受入家庭が地域ぐるみであった場合のメリットとしましては、体験活動を共同でやることができるとか、あるいは食事についても幾分シェアできる、食材等についても幾分シェアできる部分があるかなと考えておるところもありますし、一番は議員おっしゃったように、地域の伝統芸能の活動とかに共同で参加していく、コミュニティーを図っていくというところが一番メリットとしてあるかなというふうに考えております。

○議長（湊俊文） 宮本議員。

○11番（宮本裕之） おっしゃるとおりだと思います。それで一番、つらいということはないんですが、メニューの中に農作業体験とうたわれる時が一番つらいんですよ。大きな農家さんならいいですよ。猫の額ぐらいしか畑作ってないし、米づくりは法人でやってるしということで、やはり頼るんです、法人さんがトマトづくり、野菜づくりしよる所にお手伝いに行かせてもらったりとか、そういったところが地域でやれば、あんたんところ何か手伝わすことはないかとかいって、そういった協力してもらって農作業体験もできるような環境づくりができてくると思うんです。ぜひとも地域協力型民泊も視野に入れながら、もう進めてください。では、次の質問に行きます。受入れ家庭の減少に対する、今のに関連するんですが、取組についてお伺いします。

○議長（湊俊文） 商工観光課長。

○商工観光課長（大本賢一郎） 県内の他地域と同様に本町におきましてもコロナ禍の受入れ中止期間の影響による民泊受入家庭の数が非常に減少という状況でございます。原因としましては高齢化や家族の介護が必要となったなど、家庭状況の変化に伴うものや、中断のブランクによる受入れ意欲の低下などがあるのではないかとこのように分析をしております。コロナ禍前におきましては、一度に最大で160名の受入れが可能な体制でありましたけれども、現在は100名程度の受入れが限界というような状況になっております。現在、既にご登録をいただいている家庭の維持確保と新規受入れの家庭の確保に向けて、商工観光課と観光協会が一緒になりまして、町民の方からの紹介や情報提供を受けて、電話や家庭訪問、ポスター設置、音声告知放送やコミュニティチャンネル、SNSを活用した呼びかけなどを重点的に実施し、受入家庭の増加に取り組んでいるところでございます。

○議長（湊俊文） 宮本議員。

○11番（宮本裕之） 高齢化やどちらかが病気するとかいった感じになると、辞めざるを得ない

受入家庭が増えてきますね。5月の末の大きな修学旅行だったかな、私都合で受けられなかったんですが、ああいう時大変ですよ、だから前やっておられた所をお願いするとか、初めてなんだが、何とかやってみてあげようというような方がかなりおられたと思います。6月2、3で、私、大阪八尾市の龍華中学という3年生、5クラス170人以上が修学旅行に広島市を訪れ、その後、うちの町も中心に民泊されましたが、うちの町じゃ全部対応しきれませんわね。だから隣の安芸太田町や広島市の湯来町辺りまで広げて、北広島町は3クラス受け入れました。やっそこさですよ、それも。100人ぐらいがいっぱい程度のような事業では伸びていかんですよ。この事業伸ばしていくということは、やっぱり受入家庭をどんどん増やしていく。そういった意味で、次の質問させていただくんですが、行政職員による受入れ民泊を支援して、民泊休暇等を取り入れてはどうかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（湊俊文） 商工観光課長。

○商工観光課長（大本賢一郎） 現在、受入家庭に登録いただいている方の中にはもちろん行政職員やOBの方もおられます。加えて町管理職を対象として月例で開催をしております連絡調整会議等においても管理職を通じて全体に呼びかけをしているところでございます。議員ご質問の民泊休暇に該当する職員の特別休暇につきましては、国の制度に準拠した形で制度化しているため、現状では年次有給休暇を活用しての受入れとなろうかと思えます。年次休暇につきましては民泊受入れに限らず、地域活動や学校行事などにおいても取得しやすい職場環境を今後もつくっていくことが必要ではないか、大切ではないかというふうに考えております。

○議長（湊俊文） 宮本議員。

○11番（宮本裕之） 職員の有休を使つての民泊、それも有りだと思えます。職員の有休って何年かすると、繰越しを含めるとマックス40日ぐらいになりますよね。使わなかったらもうそれ流れていくでしょうから、何とかこれを消化していくということは大事だと思いますが、この職員の有休の消化率というのがどの程度のものか、総務課長分かれば教えていただきたい。

○議長（湊俊文） 総務課長。

○総務課長（中川克也） 職員の有給休暇の取得の状況につきましては、議員おっしゃいますようになかなか取得ができていない状況もございます。そうは言いますが、令和3年度から令和5年度に向けて、徐々にではありますけれども、有休取得の率は上がってきているような状況でございますので、有効に休暇を活用して民泊受入れも可能だと思いますし、それ以外の農作業なり地域の活動なり、しっかり活用していただきたいと思っております。

○議長（湊俊文） 宮本議員。

○11番（宮本裕之） 今、総務課長の答弁のように、やっぱり有休は有効に使うためにあるわけですから、町の事業なんかにしっかり当てていくなら、しっかり使ってもらいたい。そういった意味で、私がこの民泊を始めたのは、約7年前に当時の商工観光課長、この方が私を見るたびに何とか民泊、登録でも最初してください言うてから、登録してあげるのは良いけど、うちの家内が退職するまではちょっと無理ですよということで始めたのが、ちょうどコロナが始まった頃から始めたんですが、当分受入れはなかったです。この二、三年前ぐらいから本格的に受け入れてるんですが、この職員の有給休暇を取って民泊を始めていただくことを町長、副町長も進めていらっしゃると思うんですが、私も懇願するぐらいの圧が欲しいんですが、副町長、いかがお考えでしょうか。

○議長（湊俊文） 副町長。

○副町長（畑田正法） ご指名でありますので、私のほうでお答えさせていただきます。この農山村体験事業につきましては、町の交流人口、関係人口を増やしていくための大きな事業でありますし、町の重点施策として進めてきております。これを推進、拡大していくのに大きな課題となっているのが、その受入家庭がなかなか増えていかない、逆に減っていくというふうな状況もあつたりしますんで、そこら辺をどう確保していくのかということにつきましては、商工観光課長のほうからいろいろご説明いたしましたけども、町職員につきましても声かけはこれまでもしてきておりますけども、今の町の重点施策として町の活性化のためにこれをやっていくんだということもしっかり伝えながら、職員も受入家庭として参加をするようにと。また、引き続きそこら辺をしっかり伝えながら声かけをしてまいりたいと思っております。休暇につきましては、ご指摘のように、年次有給休暇、年間20日でありますけども、そこら10日、半分以上ちょっとぐらいしか消化できてないというような状況もございます。そこはまた有効に年休を取得すると。これに限らず声かけをしているところでありますので、併せて話をしていきたいと思っております。

○議長（湊俊文） 宮本議員。

○11番（宮本裕之） しっかり町職員に念押し、後押しをしていただきたいと思います。次の質問に入ります。雲月山の山焼きと言うのはイベントではございませんが、自然保護をしていくということで地域とボランティアでやってきていたわけですが、近年の高齢化と人口減少で、もう限界が間近だと思っております。お隣の深入山の山焼きのように、町の職員が参加して維持管理をしていくという方法は考えられませんか。

○議長（湊俊文） 商工観光課長。

○商工観光課長（大本賢一郎） 山焼きにつきましては、生物多様性や自然環境、里山の維持保全という点において大変重要な事業であるというふうに認識をしております。これまで雲月山では、毎年4月に地域住民の方やボランティアスタッフ、地元消防団などを中心となって実施されているところでありますけども、最も重要なのは安全に事業が行われることではないかというふうに考えております。今後どのような体制で実施できるかにつきましては、研究、検討を行ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（湊俊文） 宮本議員。

○11番（宮本裕之） 安芸太田町も最初、松原地区の住民が主体となってボランティアと一緒にあって、この山焼きと言うのをやってました。深入山の山焼きはイベントを兼ねてますんで、お客さんが来てもらえん、中止になることがあるんですよ。そういった意味において、雲月山は昔、旧町時代はイベントとしてやってました。かなりの観光客の方も来てもらってたんですが、これはどうしても天候に左右される。そういった意味や、地元の人も高齢化ということで、維持がちょっとしづらくなったということで中止になってました。それが合併前に、当時の学芸員が、何とかこれ再開してもらえんでしょうか、自然保護のためにとって、これまた地域の方に懇願されまして、じゃあまた始めてみようかということでやり始めたんですが、今の状況に今至っております。ちょっと1問飛ばしたんで、戻らせてもらいます。観光産業における当町の補助金というものが妥当であるかということをお聞きしたいと思います。

○議長（湊俊文） 商工観光課長。

○商工観光課長（大本賢一郎） 本町が保有している伝統芸能、自然、史跡、温泉、スキー場など

多彩な観光資源を町内外に広く発信し、交流人口の拡大に努めるとともに地域経済を活性化し、元気な地域をつくることを目的とし、補助金事業のほうを展開しております。併せて補助金により四季を通じた情報配信及び事業展開を効果的に行うことやサステイナブルな観光へ向けて事業を展開していくことで、北広島町に新たな価値を創造することを事業効果と捉えて、事業計画の審査や補助金の交付決定、事業実績に基づく適正な事業執行の検証などを行っているところでございます。

○議長（湊俊文） 宮本議員。

○11番（宮本裕之） 私、額的には観光業にどのぐらいの補助金がつぎ込まれているというのをちょっと聞きたかって、これは通告してなかったんですが、分かればどのぐらいの額というのを、おおよそで良いです。

○議長（湊俊文） 出ますか。では後ほど。

○11番（宮本裕之） 後ほど教えてください。芸北でも八幡高原聖湖マラソンと言って、家族を合わせれば5000人以上は来ていただいたスポーツイベントがあったんですが、これもまた高齢化と人口減少といったところで、やむなく休止となっておりますが、再開のめどは立っておりません。そういったことで、イベントとか行事が少なく、合併当時よりはなってるんじゃないかと思うんですよ。そういった意味で、補助金額も減ってきている等は考えられます。そういったことで、後で良いですでお知らせください。最後に、観光というのは観光協会ですよ。これが振興的役割を担っているものだと思っているんですが、まだそんなに多くはないと思うんですが、観光協会は自立して運営してやっていくものだといって補助金をカットしている自治体も出てきております。そうした点も踏まえて、最後に町長に本町の観光産業の今後の在り方や将来の青写真がありましたら、所見を伺いたいと思います。

○議長（湊俊文） 町長。

○町長（箕野博司） この観光振興につきましては、今年3月に策定いたしました第3次北広島町観光振興まちづくり計画がありますけども、この中では、北広島町だからこそ味わえる感動を新たに創造し、提供できるまち、人が集い、つながり、行き交う、にぎわいにあふれた活力あるまちづくりの実現を目指して取組を進めていこうということにしております。そのためには、まずはコンテンツ開発、整備、そして情報発信、誘客事業展開に重点的に取り組んでいく必要があると考えております。今までやってきたままで良いとは思っておりませんが、やはり時代とともに要望も変わってくる、ニーズも変わってくると思っておりますので、それに対応したような形をつくっていく必要があろうと思います。いずれにいたしましても、本町が持っている資源を活用した観光事業の展開を図っていきたいというふうに考えております。

○議長（湊俊文） 宮本議員。

○11番（宮本裕之） 全く観光というのは、本当伸びしろのある産業だと言われております。私もそのとおりだと思いますし、うちの魅力、町の持っている魅力を最大限に、教育長も答弁の中でおっしゃられたように、特に人とのつながり、とにかく田舎の、うちの町も含めて田舎の人々は思いやりがあって温かで優しいって皆さん言ってくれますよ。外国人観光客も、そう言いますから。日本人は親切で優しいと。全てに当てはまらなくても、モーストピープルですよ、8割9割の方はそう言う。そういった面で、ぜひ観光業の発展を町の職員も踏まえて共に伸びていくよう努めていくことを念じて、私の質問を終わります。

○議長（湊俊文） 財政政策課長。

- 財政政策課長（国吉孝治） 先ほど、観光の補助金がどれくらいあるかということでご質問いただいたんですが、正確な数字ではないんですが、令和6年度の当初予算の主要施策、長期総合計画の中で観光に位置づけている中の金額でお答えさせていただいてもよろしいですか。5645万9000円を予算資料の中に計上させていただいておりますので、お答えさせていただきます。
- 議長（湊俊文） これで、宮本議員の質問を終わります。ここで暫時休憩を取ります。2時50分までとします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 2時 37分 休憩

午後 2時 50分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

- 議長（湊俊文） 再開します。先ほどの観光予算の訂正がございますので、財政政策課長。
- 財政政策課長（国吉孝治） 先ほど宮本議員のご質問で、観光の補助金額等、総額で大体どれくらいかというようなご質問がありました。私、若干違うところで説明をしておりましたので訂正をさせていただきます。正しくは4306万7000円、こちらが令和6年度当初予算で計上させていただいている金額になります。おわびして訂正をさせていただきたいと思います。
- 議長（湊俊文） 9番、伊藤淳議員の発言を許します。
- 9番（伊藤淳） 6月3日に新庄小学校からNHKの生放送がありました。背景には、新庄小学校での赤米生産、大朝小学校でのいのちの壺、栽培などがありました。私も赤米生産者の一人として誇らしく、背景にいる一人として生放送に参加しました。赤米生産は1間目の最後にまた触れます。質問に入ります。令和6年度予算における詳細確認と提案です。3年目となるはなえ一についてお聞きいたします。町職員がはなえ一の職員として派遣されているが、派遣期間はいつまでか。
- 議長（湊俊文） まちづくり推進課長。
- まちづくり推進課長（小椿治之） 派遣期間は、令和4年5月2日から令和7年3月31日です。以上です。
- 議長（湊俊文） 伊藤議員。
- 9番（伊藤淳） 今年度限りということで確認いたします。では、派遣期間が終わってもはなえ一が存続できるように職員を育てているかをお聞きいたします。
- 議長（湊俊文） まちづくり推進課長。
- まちづくり推進課長（小椿治之） はなえ一では、現在、派遣職員のほか臨時任用職員として2名雇用しており、人材育成を図っておられます。
- 議長（湊俊文） 伊藤議員。
- 9番（伊藤淳） 臨時任用ということは正社員ではないということの確認が一つ、改めまして現在の町職員の派遣が終わった後、改めて派遣するという考えかどうか。もしくは臨時任用職員

さんを正社員にするということなのか、その点をお聞きします。一応人事権に関わる場所も  
ありますので、答えられない部分は次回以降に聞いていきます。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小椿治之） まずは臨時任用職員でございますので臨時職員になります。  
その次の任期等につきましては、私のほうからはお答えがちょっとできません。以上です。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○9番（伊藤淳） 一般社団法人、もしくは町の職員の来年度の人事権ということになりますので  
分かりました。今回、全部の質問において、結局9月の一般質問で聞くところのベースでもご  
ざいます。次回以降に聞こうとも思っております。次の質問です。当初出されたはなえーるに  
おける長期の計画において、進捗状況はどうなっているのでしょうか。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小椿治之） 当初、中期目標といたしまして、ふるさと納税になりますが、  
目標額を5億円と設定しておりましたが、昨年度の状況等を勘案して2億円に修正をしておる  
ところでございます。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○9番（伊藤淳） いくつか後の質問になりますので、次に参ります。定款上、理事になる資格は  
どうなっているのか、お聞きいたします。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小椿治之） 社員の中から選任する形となっております。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○9番（伊藤淳） 分かりました。では、はなえーるの代表理事である町長箕野博司なんですけど  
も、町長という役職として代表理事になっているのか、個人として代表理事になっているのか、  
この点お聞きいたします。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小椿治之） 個人として就任しております。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○9番（伊藤淳） これちょっといろいろ聞きたいところにはなってくるんですけども、設立前の  
説明では、町長が代表理事になる予定とお聞きいたしました。個人としてという明確な言葉は  
なかったように思います。設立前に定款を見る機会もなく、私は個人と思っていませんでした。  
こういった点において、今日これ以上言うと他の質問も終わらないので、次回に回そうとも思  
っているんですけども、この辺大丈夫なんですか、兼業とか、どのように理事になったのかと  
か、そういったことの確認はされているのかどうか、今日お答えできないのであれば問題ござ  
いませんが、はい。

○議長（湊俊文） 副町長。

○副町長（畑田正法） きちんとした手続を取って設立しておりますので、問題ございません。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○9番（伊藤淳） では次の質問に参ります。決算資料を見ることは可能かどうかをお聞きいたし  
ます。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小椿治之） 閲覧していただくことは可能です。現在、ホームページでも

公表をさせていただいております。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○9番（伊藤淳） 閲覧可能なのは確認いたしました。が、この一般質問の通告をしたのが5月の27日です。次の日閲覧可能になってアップされておりました。それも公表が一度に2年分の公表になっておりました。言ってしまうと、言われたから公表したと言われてもしょうがないのではないかなと思います。こちらの決算資料見ること可能かというのは去年の9月の決特でも確認をしとったりするのはあったんですけども、この点何かお答えできるのであれば、お聞きいたします。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小椿治之） ホームページの公開の時期につきましては、今、議員おっしゃられましたように、以前から要望いただいとって準備をしていたようでございますが、その公表が遅れましたことについてはおわび申し上げます。以上です。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○9番（伊藤淳） 承りました。次に参ります。はなえーる職員が北広島町と書かれた車に乗っているのを私見ました。これ問題ないのかなと思います。一般社団法人だからこそという説明もありますので、問題ないのか。車自体は北広島町所有の車なのか、北広島町投入した出資の部分がありますので、はなえーるの所有する車なのか、この点もお聞きいたします。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小椿治之） 使用している車につきましては、北広島町所有の公用車です。運転する職員は派遣職員のみでございます。使用に関しては、町で定めております北広島町公用車の貸出しに関する規程に沿って使用申請及び報告をしておりますのでございます。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○9番（伊藤淳） 先ほどの公用車の貸出規程、私確認していませんので、次回にこの辺お聞きしようとも思います。次に参ります。変わりまして野良猫の去勢手術に関するものです。当初予算にありました。野良猫の去勢手術費用を補助することで不幸な猫を新たに増やさない取組、今年度から始まっています。その中で、まずは野良猫に去勢手術をさせるまでの流れをお聞きいたします。

○議長（湊俊文） 環境生活課長。

○環境生活課長（出廣美穂） こちらのPNR補助金の流れにつきましてご説明いたします。交付申請前に、申請者は、野良猫であることを確認しますが、野良猫であることの確認は、例えば、一、二週間程度さまよっているか、首輪をしていないか、毛並みはどうかなど観察し、近隣で飼われていないかなどの申請者以外の第三者の方にも確認を得ることを申請の条件としております。次に、各支所を含む役場窓口で申請書の記載内容の確認を行った上、申請していただきます。不備等がなければ、環境生活課から交付決定通知を発行しますので、その後、申請された方が野良猫を捕獲し、手術を行っていただきます。手術後の申請は、補助金の対象としないので、申請は必ず手術を行う前に行ってください。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○9番（伊藤淳） 確認等々がありますので、地域ですることがいくつかあると思います。野良猫を捕まえる際ですね。その際の地域ですることの詳細をお聞きいたします。

○議長（湊俊文） 環境生活課長。

- 環境生活課長（出廣美穂） 野良猫の確認作業としまして、申請者が近隣への聞き取りを行われた際や捕獲が困難な場合には協力をお願いいたします。また、申請者として地域住民団体も対象としております。
- 議長（湊俊文） 伊藤議員。
- 9番（伊藤淳） 次に参ります。去勢手術の費用、これ補助金額に比べて大体高額のため、事業の目的は達成できるかどうかをお聞きいたします。
- 議長（湊俊文） 環境生活課長。
- 環境生活課長（出廣美穂） この補助金の目的は、野良猫の繁殖を抑制し、不幸な野良猫の数を減らすためと野良猫による迷惑を防止することです。町内の方で、これまでもこうした活動を既に行っている方がおられるということですし、獣医師の方にもこの制度について評価をいただいております。多くの野良猫が手術を受けることができるように補助金額を設定していますので、事業を継続して行うことで目的が達成できると考えております。
- 議長（湊俊文） 伊藤議員。
- 9番（伊藤淳） 目的は分かりました。ただ、補助金額に対して手術費用は高額になりやすいので、その点ちょっとお聞きするんですけども、事前に相談がいる制度です、こちらのほう。そうした時に対応できる病院や手術費用についても役場に申請をしにいかうと思った際に相談に乗ってもらえるかをお聞きいたします。
- 議長（湊俊文） 環境生活課長。
- 環境生活課長（出廣美穂） 申請前等に事前にご相談いただければ、持っている情報について提供したいと考えております。
- 議長（湊俊文） 伊藤議員。
- 9番（伊藤淳） では次に参ります。地域によっては個人の猫が野良猫になっているケースや、そこから繁殖しているケースも想定されます。行政として野良猫が多い地域の把握、こちらができていますでしょうか。
- 議長（湊俊文） 環境生活課長。
- 環境生活課長（出廣美穂） 特定の地域で野良猫が繁殖しているケースにつきまして、相談を受けている所以外の把握はできておりません。
- 議長（湊俊文） 伊藤議員。
- 9番（伊藤淳） でしたら、把握がどこができてるかというのは、その地域の方々分からないところがあると思いますので、野良猫に関して心配のある方は役場に相談に行けば良いということでしょうか。確認いたします。
- 議長（湊俊文） 環境生活課長。
- 環境生活課長（出廣美穂） 野良猫に関してご心配がある場合は、本庁または支所のほうへご相談いただければと思っております。
- 議長（湊俊文） 伊藤議員。
- 9番（伊藤淳） ただ、この野良猫というのがなかなか状況的に難しい時がありまして、地域での解決が難しいという場合があります。例えば、同じ地域に住む中で、個人の猫が野良猫化している場合なかなか言い出しにくい。例えば、さらにいきますと、ある飼い主や家に基点があるケースだと、地域の常会などで野良猫を増やさないようにしましょうと言うと、特定の個人の問題に入り込むのはちょっととなる場合などがございます。ここに行政として、この地域で



は野良猫が増えていると聞いている。去勢する補助金があるので、どうにか協力してもらえないかという依頼があれば事態が好転しやすいのではないかと思います。なかなかこういうケースあるように思います。そして行政として野良猫多い地域への働きかけ、こちらを今後考えているかどうかをお聞きいたします。

○議長（湊俊文） 環境生活課長。

○環境生活課長（出廣美穂） 飼い猫か野良猫か分からないぐらい繁殖して、近隣が被害をこうむっている場合など、補助金の対象になるかどうかは具体的な個々の案件でないと分かりませんが、ご相談いただきまして、地域の方の協力も得ながら、解決の糸口になればと思っております。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○9番（伊藤淳） 地域と行政一体となって進めないとなかなか進まない場合があると思います。次に参ります。地域で一斉に捕らえないと繁殖に歯止めがかからないということがございます。先ほど言われましたように、数多くの猫がいる、野良猫がいるといった場合。予算から計算しますと約40匹分ですけれども、補正する考えはないかどうかをお聞きします。と言いますのも、例えば、一斉に捕まえた野良猫は5匹だった場合など補正しなきゃいけないんじゃないかと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（湊俊文） 環境生活課長。

○環境生活課長（出廣美穂） 事業実施前に申請をいただきますので、交付決定通知書より多くの野良猫を捕獲されても補助金額は決定額のおりとなりますので、あらかじめ野良猫の数を把握していただく必要があります。予算のこともありますので、事前にご相談いただきたいと思います。また補正については今のところ考えておりません。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○9番（伊藤淳） すごく多く繁殖していた場合、雄と雌とどっちから去勢するのかとか、そういった判断をしなきゃいけないことがあります。基本的に雄からと思う方が多いようなんですが、雌からしないといけないか。雄が1匹でも残っているとという考え方があります。そういったところも含めて相談に行かれた時、どの子からしようとか、もしくは補正をしてほしいというものもあるんですけれども、そういったことも含めて相談に乗っていただけるのかを確認いたします。

○議長（湊俊文） 環境生活課長。

○環境生活課長（出廣美穂） そういったところもご相談の対象となりますし、実際捕まえられるかどうかというのも、当日捕まえられないこともあると聞いておりますので、その辺についてもご相談のほうになると思います。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○9番（伊藤淳） 相手が生き物なのでしょうがないところが多々あると思います。次に参ります。去勢手術を行った後の猫の扱い、こちらはどのようにお考えでしょうか。

○議長（湊俊文） 環境生活課長。

○環境生活課長（出廣美穂） 手術後の野良猫はもといいた地域に放していただきたいと思っております。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○9番（伊藤淳） 後の質問にも関わるんですけれども、地域へ放すというのが地域猫だったり、譲渡、つなげるという考え方がないか、もしくは去勢した猫なら餌やりをして良いのかどうか、

この辺ちょっとお聞きはしたいんですけど、今日ちょっと。通告外でもあり、かつ多くなりますので、次回聞こうと思っております。その後の部分として、野良猫へ餌やりをする人への指導を考えているかどうかです。去勢手術をした猫を地域猫とした場合は、看板などで取組への理解を深める必要、これもあるかと思えます。やはり餌やりをやめないと不幸な猫を減らせない。加えて去勢をしたのであれば、大丈夫かな、猫を地域でかわいがってあげなきゃというところもあると思えます。この点をお聞きいたします。

○議長（湊俊文） 環境生活課長。

○環境生活課長（出廣美穂） 地域猫は、地域で面倒を見ると決めた猫のことになりますので、餌やりの場、トイレの場、その管理人になる方を決めて地域で取り組んでいただく活動になります。町としては積極的に推進してはおりませんが、広島県では周知用のチラシ等がご用意されています。PNR猫、今回の補助金対象の猫は、そこまでのルールは定めずに野良猫の繁殖を抑える活動のことになります。一般的に野良猫に餌やりをする方への指導ですが、餌やりをしないように広報等での普及啓発や動物愛護センターと連携して個別対応を行ってまいりたいと考えております。また、今回の普及啓発につきましては広報7月号にも掲載させていただいております。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○9番（伊藤淳） 地域の協力なくしてはできないことなので、この辺理解を深めていきながら進めていってほしい取組だと思っております。次に参ります。北広島町における以下の歴史を先に確認させてください。吉川氏との関係です。読みます。吉川氏は、約710年前の1313年5月、駿河の国から大朝本荘に居を移し、最初養性寺を住居とし、やがて寒曳山の南麓に城を構え、ここに入城します。その後は、今で言うと、大朝の小倉山城。吉川氏以前の大朝荘というのは比叡山三塔の一つ、西塔の荘園とのこと。一方、小倉山城下の新庄、こちらは大朝本荘に対する大朝新荘で、本荘とは別個のものとして考えられております。しかも新庄と平田庄は分かれています。平田庄は千代田地域の寺原庄に属し、およそ760年前ですか、厳島神社の社領ということで、本町と厳島神社関わりが深いものになっております。今日は同僚議員のほうでもありましたように宮島との関わりが深いです。以上の認識、こちらが間違いがないかを確認します。

○議長（湊俊文） 教育課長。

○教育課長（植田伸二） 議員ご指摘のとおりでございます。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○9番（伊藤淳） 現在の大朝との関わり合いでいきますと、厳島神社の全てのしめ縄、こちらは大朝地域の有志の方で作られています。大小様々ありまして、300本ぐらいとお聞きしております。また、宮島大聖院への奉納米として、冒頭に前口上で申しました赤米は新庄小学校と農事組合法人が赤米を生産しています。これらは県内で厳島神社の次に古い建造物と言われている龍山八幡神社が縁となっております。先ほど歴史で述べたとおりです。本年度も宮島での神楽公演が予定されているが、この詳細をお聞きいたします。

○議長（湊俊文） 商工観光課長。

○商工観光課長（大本賢一郎） 宮島観光協会に問合せ、今年度の開催時期や詳細について確認を行いました。まだ未定であるとの回答でございました。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○9番（伊藤淳） 次、もし宮島観光協会に聞かれる場合に、次の部分をちょっと聞いてほしいです。多くの由来と縁を基に他の行事との、先ほどのいろいろ歴史、かつ今やっていることとの行事とのコラボを考えてはどうかをお聞きいたします。

○議長（湊俊文） 商工観光課長。

○商工観光課長（大本賢一郎） 先ほどの議員の質問でもありました宮島夜市での公演につきましても、これまでのいろいろな縁やゆかりがあり実現したもので、当日は、国籍や年代などを問わず、多くの方に本町の誇る伝統芸能の魅力を感じていただき、興味、関心を持って北広島町にお越しいただくことや、公演での拍手喝采が神楽団員の活動意欲の高揚につながったのではないかというふうに考えております。今後につきましても、こういった縁やゆかりも大切にしながら、北広島町の観光振興や交流を図ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○9番（伊藤淳） 現在やられていること、そのとおりだと思いますが、他の行事というのが先ほど言ったような小学生による宮島大聖院への赤米奉納、これ毎年行っております。また、厳島神社のしめ縄も同様です、奉納していると思います。さらには観光大使となった能楽師の政木さんもいることなので、厳島神社の舞台で神楽と能のコラボや、この間生放送でもありました新庄のはやし田等々コラボできるものがあるかと思います。当然神楽、壬生の花田植、原東あると思います。その上で北広島町、宮島との縁を赤米、しめ縄、もしくはお祭りである管絃祭、これも由来があるので、こういった行事との縁を紹介する場にしてはどうかと思います。このアイデアのきっかけをいただいた町長の所見をお聞きします。

○議長（湊俊文） 町長。

○町長（箕野博司） 議員が今言われたように、宮島厳島神社と北広島町の縁はいろんなところにあるというふうに思ってますし、歴史があるというふうに思ってます。そうした中で、ユネスコ無形文化遺産登録も宮島も当然されてるわけですが、壬生の花田植もあったり、そういったつながりもあって、昨年、そういった一緒にできないかというようなことで話をしたりしたわけではありますが、宮島全体が、あるいは厳島神社はもちろんでありますが、文化庁の管轄になって、そう簡単にはできないということがありました。これは諦めずに今後も交渉していきたいというふうに思っています。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○9番（伊藤淳） 文化庁、かなり厳しいところがあると思います。私自身も赤米の生産ということでも関わり合いがありますので、お手伝いできることがあればお手伝いしていきたいと思います。次の質問に参ります。「子どもをここで育てたいと選ばれる北広島町になるために」を主旨としてお聞きします。質問の主旨としましては、ここで出産したい、ここで子育てをしたい、他の自治体に住む兄弟や友人にこっちに来たらと誘いたい等、子育て世代に選ばれるまちになっていくための質問、かつ提案でもございます。令和6年4月に組織改編があり、こども家庭課が設置されました。今までとの違いがあるかをお聞きいたします。

○議長（湊俊文） こども家庭課長。

○こども家庭課長（芥川智成） 令和4年、児童福祉法の改正により児童福祉と母子保健を一体的に提供する体制を構築するため、こども家庭センターを令和6年4月、各市町村に設置するよう努力義務化されております。これを受けまして本町では昨年度まで福祉課が所管しておりました児童福祉業務と、保健課が所管しておりました母子保健業務を一体的に提供するため、組

織再編を行い、新たにこども家庭課を設置し、これをきたひろこども家庭センターと称しております。昨年度までと違ったことについては、業務内容について大きく変わった点はございませんが、児童福祉と母子保健のスムーズな連携により、妊娠期から子育て期に至るまで切れ目ない支援体制の強化が図られていると考えております。また、少子化が急速に進行する中、本町にあった持続可能な新たな子育て支援策を今後検討してまいりたいと考えております。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○9番（伊藤淳） 今までと違い、かなり強化される部分があるとは思いますが、議員になりました当時、私が所属していた委員会でネウボラを発足させると言った時に視察にも参り、ネウボラでごてごになる時にも一括のサービス、ノンストップということであれば課の再編をしてはという提案もいたしました。その後、同僚議員であった方も一般質問で言われてました。そうした時に、違いはあるとは思いますが、何が特に強化できるとこなのか、今からどんどん子育て環境変わっていきますので、その点も踏まえてちょっとお聞きいたします。

○議長（湊俊文） こども家庭課長。

○こども家庭課長（芥川智成） 先ほど申しましたこととちょっと重複をしますが、これまで児童福祉は福祉課が所管をしており、母子保健については保健課が所管をしております。このたび国のほうで法が改正され、こども家庭センターを全市町に設置するよう努力義務化されたことを受けまして、これの主な目的としましては、児童虐待防止が主な目的でございます。妊娠期から母子保健が関わり、その後子育て期に児童福祉と、そういった一連の流れで伴走的な支援につなげていけるというふうに思っております。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○9番（伊藤淳） 分かりました。次に参ります。子どもの権利条約、児童の権利に関する条約、1989年に国連総会において採択され、世界中全ての子どもたちが持つ人権、権利を定めた条約です。またSDGsにおいても、その考えを反映されています。国連で採択された子どもの権利条約の概要をお聞きいたします。

○議長（湊俊文） こども家庭課長。

○こども家庭課長（芥川智成） 1989年に国連で採択された子どもの権利条約は、子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められた条約で、我が国では1994年にこの条約を批准しております。この条約は、生命・生存及び発達に対する権利、子どもの意見の尊重、子どもの最善の利益、差別の禁止など子どもの利益を包括的に示したものでございます。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○9番（伊藤淳） 私が特に思うのは、子どもの意見の尊重、または、子どもの最善の利益というところを思うんですが、一旦置いときまして、組織をさらに生かすために子どもの権利条例を制定する考えはないでしょうか。

○議長（湊俊文） こども家庭課長。

○こども家庭課長（芥川智成） 子どもの権利に関する条例については、2023年5月現在で全国64の自治体が制定をされております。2023年4月にこども家庭庁が発足し、同時にこども基本法も施行されております。このこども基本法は、日本国憲法及び子どもの権利条約の精神にのっとり、全ての子どもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指すための基本理念のほか、こども大綱の策定や子どもの意見の反映などについて定めております。このように国内法が整備されてきておりますので、本町におきましては、現在のとこ

る条例制定は考えておりません。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○9番（伊藤淳） 先ほどの同僚議員の話とちょっと似ているところがありまして、国内法がある、他の条例がある。だけどもというところをちょっと聞きたいんですけども、今回最初に言いましたように、ベースとして9月にまたこの部分をお聞きしていきます。そのために今回お聞きはするんですけども、実際のところ、子どもの権利を考えるというのはあるんです。その上で、今現在、困るのが親の状況もあります。ごめんなさい、子どもの部分は次回に聞こうと思います。親の部分を次の質問としてお聞きしていきます。朝になって子どもを起こす時、熱があると分かったら、職場に迷惑をかけるととても憂鬱になる。そういった保護者多いです。また、定期健診や予防接種は前もって日時は分かりますけども、やはり休みを取るところでは気持ちの面ではハードルがあります。もしくは入園式やPTAなどの行事、こちらも同様かもしれません。そして職場の理解度になりますと、一般的に女性が多い職場だと高いんですけども、全体を通してやはり気兼ねなしにというわけではなかなかいかないようにも思います。子どもに関する職場の理解、こちらに対して施策を行っているかどうか、しているかどうか、お聞きいたします。

○議長（湊俊文） 総務課長。

○総務課長（中川克也） 議員ご質問の子育てしやすい職場環境づくりということについてでございますけれども、厚生労働省からの次世代育成支援対策推進法、こちらなどによりまして、企業が従業員の仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備などに取り組む計画を立てることとされております。地方自治体におきましても、そのような計画を立てるということになっておりますので、本町におきましても特定事業主行動計画、これの後期計画を令和3年3月に策定しております。町内の企業に対しましても関係課、関係団体と協力し、行動計画策定を推進してまいりたいというふうに考えております。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○9番（伊藤淳） 私、特定事業主行動計画、こちらを知りませんでした。令和3年ということだったので議員をしていましたけれども、こちら議決事件になったんでしょうか、それともというところをお聞きいたします。加えてですが、こちらの概要を聞いてもよろしいでしょうか。

○議長（湊俊文） 総務課長。

○総務課長（中川克也） 厚生労働省の次世代育成支援対策推進法は、平成15年7月に制定をされておきまして、それに基づいて本町では、平成17年5月に第1次のそういった計画、事業主行動計画を策定しております。平成26年4月に次世代育成支援対策推進法の有効期限が10年間延長されたことに伴いまして、本町では、平成28年から令和2年度までを計画期間とします第2次北広島町特定事業主行動計画前期計画を策定しております。後期計画につきましては、これまでどおりの5年を区切りとして後期計画ということで策定をさせていただいております。内容につきましては、具体的な内容として、職員の勤務環境に関するものが8項目ございます。妊娠中及び子育て中における勤務環境の整備とか、子どもの出生時における父親の休暇の取得の促進などなどございます。それから、併せて子育てのバリアフリーとか、子ども・子育てに関する地域貢献活動、こちらについても計画を立てて実行するような計画をつくっております。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

- 9番（伊藤淳） 次回以降に聞こうと思うんですが、ごめんなさい、議決事件かどうかは今分からないですか。策定したかどうかはその時、分からないですか、今は。
- 議長（湊俊文） 総務課長。
- 総務課長（中川克也） こちらにつきましては、事業計画、行動計画でございますので、議決事項ではございませんので議会のほうにはお諮りしておりません。
- 議長（湊俊文） 伊藤議員。
- 9番（伊藤淳） 分かりました。次回にまたちょっと詳しく聞いていきたいと思います。その上で、事業体として気になるのは、子どもを大事にしたいという気持ち、これは一緒だと思いますが、業務と経済的負担が事業体としてあることもこれ事実です。他でいきますと、親の介護という面では、同じ問題をはらんでいます。事業体への人的支援や経済的支援となる施策はあるかどうかをお聞きいたします。
- 議長（湊俊文） まちづくり推進課長。
- まちづくり推進課長（小椿治之） 国において中小企業向けに支援が行われております。ハローワークにおきましては、求人者支援員を配置し、育児休業中の代替要員を確保したい企業を支援し、求職者が応募しやすい求人条件の設定に関するアドバイス、求職者への応募の働きかけなどを行っておられます。また、両立支援等助成金により職業生活と家庭生活が両立できる職場環境づくりを支援されておるところでございます。
- 議長（湊俊文） 伊藤議員。
- 9番（伊藤淳） でしたら、町としての施策は具体的に何でしょうか。
- 議長（湊俊文） まちづくり推進課長。
- まちづくり推進課長（小椿治之） 先ほど国とハローワークの取組について申し上げましたが、町独自の政策はありません。
- 議長（湊俊文） 伊藤議員。
- 9番（伊藤淳） はい、分かりました。でしたら、国の動きとして、改正育児・介護休業法の可決、こちらを受けまして今後の動きをお聞きいたします。
- 議長（湊俊文） まちづくり推進課長。
- まちづくり推進課長（小椿治之） 法改正により、1として、雇用環境の整備、個別の周知、意向確認の措置の義務化、2といたしまして、有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件の緩和、3といたしまして、産後パパ育休の創設、4といたしまして、育児休業給付の分割取得が可能になっております。今後企業におかれましては、就業規則を見直す動きが広がり、男性の育児休業の取得が増加することが予想されると思っております。
- 議長（湊俊文） 伊藤議員。
- 9番（伊藤淳） では、人的支援として地域おこし協力隊・特定地域づくり事業協同組合などの活用はどうでしょうか。また活用できない場合のハードルをお聞きいたします。
- 議長（湊俊文） まちづくり推進課長。
- まちづくり推進課長（小椿治之） 地域おこし協力隊は、業務として地域ブランドや地場製品の開発、販売、PRなどの地域おこしの支援などの地域協力活動とされております。業務として、育児休業中の代替については該当しないと考えます。特定地域づくり事業協同組合制度の特定地域づくり事業は、季節ごとの労働需要等に応じて、組合を構成する複数の事業者の事業に従事するマルチワーカーに係る労働者派遣事業でございます。労働面における制度設計を確実に

行うことで、安定した生活の提供が可能となり、また多様な事業に関わってもらうことでキャリアの積み上げになることなど、移住を考えておられる方にとって魅力を感じてもらうことのできる制度であると考えます。しかし、当該組合設立に対するニーズ、またマルチワーカーとしての新しい働き方に対して魅力を感じて就労しようというニーズの有無についても調査を行う必要があります、今後十分に検討していく必要があると考えております。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○9番（伊藤淳） ニーズの有無あると思います。1万人のうち1000人が迎合する必要はなく、1万人のうち10人が来れば良いという制度でもあると思いますので、人数の有無ではなく、必要かどうかの検討を特にしていただきたいと思います。その上で、先ほどの質問、事業体への人的支援、経済的支援を後押しというところなんですけども、その調査としてならば地域おこし協力隊の範ちゅうではないんでしょうか。こちらお聞きいたします。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小椿治之） そういったことができるかどうか、確認を含めてさせていただきます。

○議長（湊俊文） 副町長。

○副町長（畑田正法） 地域おこし協力隊の活用でありますけども、本来この制度につきましては都市部から若者、特に若者を呼び込んで定住につなげていこうというところが目的でございます。そのためには自らが経済的な自立ができるようなものを組み立てて、3年間のうちに自らが生業を持って生活できるというふうなものを確立して、3年後定住ができるというふうな制度でございますので、これを交付税のほうで対象になってますけども、そういう意味で単なるお助け隊ということではなくて、単なる事務屋でもなくて、継続したものに確立していく必要がありますので、単発的にそこら辺に持っていく人材だというふうなことには該当しないと思います。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○9番（伊藤淳） 深堀りはしませんけども、現在の地域おこし協力隊というところを見ますと、同じ範ちゅうではないのかなとも思うんですけども、また、そこは置いときます。では、視察に行きました奈義町での事例を基にいくつかの施策の可能性と実効性をお聞きいたします。乳幼児を育てる在宅の保護者へ向けた経済支援は可能かどうか、奈義町の場合、在宅育児に助成、子育て世代に助成という形で、いくつかのメニューがあるんですけども、こちらをお聞きいたします。

○議長（湊俊文） こども家庭課長。

○こども家庭課長（芥川智成） 奈義町で実施されています在宅育児支援手当は、生後7か月から満4歳になった最初の3月31日までの児童で、保育園等に入園をしていない児童を養育している方に対し、児童1人につき月額1万5000円を支給するものでございます。この施策を本町の出生数と入所状況に当てはめて試算した場合、年間2200万円程度の財源が必要となります。また奈義町で実施をされております高等学校等就学支援金は、高等学校等に就学する生徒を養育する方に対し、年間24万円を毎年支給するものでございます。同様にこの施策を本町の状況に当てはめて試算した場合、年間1億円を超える財源が必要となります。このように多額の財源が必要となりますので、奈義町の実例をそのまま本町に当てはめて実施することは難しいと考えております。自治体ごとそれぞれ子どもの数、人口規模や財政状況、生活環境

が違う状況がありますので、新たな事業の実施にあたっては、その費用対効果を踏まえ、本町の状況に合った子育て支援施策を実施してまいりたいと考えております。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○9番（伊藤淳） こういった質問は、以前同僚議員が聞いておりますけれども、1点、奈義町の高校生の支援、これ奈義町内に高校がないので隣接自治体の高校に通うバス代として支給されておりますので、先ほど町に合ったということではありましたが、できればそういう実態のところも含めての検討、その上で本町に合った形にさせていただきたいと思っております。その点ちょっと申し伝えておきます。乳幼児を育てる保護者へ向けた短時間での仕事の提供、こちらも奈義町にある施策です。行政での封筒詰めだったり、スマホ教室と言ったしごとコンビニという名前で事業がございます。こちらについてはどうでしょうか。

○議長（湊俊文） 総務課長。

○総務課長（中川克也） しごとコンビニ事業につきましては、いろいろと調べさせていただきましたけれども、ちょっとだけ働きたい人と、ちょっとだけ手伝ってほしいをつなぐ、そういった事業と認識をしております。インターネットに公開されております資料によりますと、奈義町では実施要件は900件を超えておられます。民間を含め、報酬累計額も2000万円を超えているというような状況を確認させていただきました。この取組につきましては、地域の人が地域の中で活躍できる場の一つとして取り組まれておりまして、本町でも取り入れられる可能性はあると思います。一方で、このしごとコンビニ事業を導入する場合、事業の運営をする運営法人の確保、それから事業者と住民のニーズの調査、稼働後の運営体制や民間企業の協力など、整理すべき事項が数多くあるというふうに思っております。そしてこの事業を導入して、行政のどんな業務をどの程度お願いできるかも含め、実効性については検証が必要になるのではないかとこのように考えております。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○9番（伊藤淳） かなり検証していただいて、検討していただいだと思います。加えてですけれども、ファミリーサポート事業だったり、先ほど言いました特定地域づくり事業協同組合、こういったものは相性が良いと思います。今、既に本町にある事業との相性、こういったものも考え、かつ整理し、改めての検討をしていただきたいと思います。次に参ります。保育料、給食費、教材費などの無料化、もしくは半額を町が助成というところをお聞きいたします。今後、国の動きが変わる時に既に実施していると、その後の新たな施策の補助を得やすいのではないかと思います、この点をお聞きいたします。

○議長（湊俊文） こども家庭課長。

○こども家庭課長（芥川智成） 保育料や副食費の算定につきましては、全国各自治体において、その金額には差がありますが、独自の減額措置を実施していると認識をしております。本町におきましては、独自に国で定めております多子軽減の範囲を拡大し、第3子以降は全て無償としております。また、副食費についても同様に範囲を拡大し、無償としております。議員ご質問のこうした既に行っている施策に対して、国が新たな補助制度を創設した場合、補助が得やすいか否かについては町では分かりかねますが、基本的に補助制度というものは実施した事業に対し交付されるものであって、制度創設前にその事業を実施していたか否かで判断されるものではないと認識をしております。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。



○9番（伊藤淳） 私も国の動きがどうなるかというのは正直分からないとありますが、そのように思った次第でした。やっていただきたいと思うのは確かです。次に参ります。子育て世代向けの分譲地や集合住宅を整備し、移住・定住を促進する考えはないでしょうか。具体的に言いますと、同僚議員でもありましたけども、空き家の部分あったんですけども、新たに住宅を建てようとしても可能な田畑を得るつてがない、ほ場整備していると許可が下りない、子育て世代ならすぐに生活できるように用意した住居を用意すれば、こういった移住・定住促進すると思います。同僚議員でもありました、空き家バンクがあると言いながらも、子育て世代に合った希望条件に合う空き家がない。実際空き家も少ないです、地域によって。そういった部分でなかなか移住・定住を促進するという部分をもう一歩進んでいってほしいと思ひ質問します。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小椿治之） 現在、町が分譲地や集合住宅を整備する考えはございません。町内には住む人がなく空き家になっている住宅がございます。空き家バンク事業で物件の掘り起こしを進め、子育て世代の方にも良い住宅をご紹介できるよう努めてまいりたいと考えております。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○9番（伊藤淳） ちなみにですけども、ほ場整備をしていて許可が下りない、もしくは新たに住宅を建てようとしても土地がないと言った声は町のほうには届いているのでしょうか。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小椿治之） ほ場整備につきましては、農地法の縛りもございますし、先ほど質問されました、把握しているかという面につきましては、把握はできてないと思ひます。以上です。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○9番（伊藤淳） 4月以降でいくと、課長がいくらか代わってますので混乱するところもありました。その上で、またこの辺深掘りをしていきたいところではございますので、次回に回します。ただ、こういったいくつか提案をしましたが、財源としては厳しいこと分かってます。町民の方も分かってる方ほとんどですね、もうしょうがないと。ただというところなんですけども、その上で、何が大事かという、子どもを育てたいと誰にでも選ばれる北広島町になってもらいたいんです。そうした時に、今までの全てを生かし存続させることはできないと思ひております。公共交通に関して同僚議員でもございましたけども、バスではなくタクシーの活用、さらに推し進める考えはないかですね。鳥取県智頭町ではバスを廃止し、A I相乗りタクシー事業を開始しております。どうやっても財源として厳しい、だからこそこできる事業に形を変えてやり始めたという事例を視察に行つてまいりました。どうやっても財源厳しいけども、ひねり出さなきゃいけないところがある。そのメスを入れなきゃいけないところがござひます。一つの例としてそのような例を挙げますが、どうでしょうか。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小椿治之） 今、議員がおっしゃいましたのは、智頭町の共助交通の「のりりん」のことだと思ひますが、本町ではデマンドバスとしてホープタクシーがA Iオンデマンド配車システムを導入し、運行を行つておるところでござひます。現時点は智頭町のA Iタクシーのような仕組みを活用することは考えておりません。ただし、今後の公共交通の利用実

態によっては検討していかななくてはならない仕組みだと思っております。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○9番（伊藤淳） 少子高齢化の中で産業構造はどんどん変わってきます。それでも子どもを大切にしなければいけない。そうした時にどこを重要視するかと言うと、やはり削らなければいけないところも正直あると思います。その上で皆さん、住民の理解を得るためには、どのような方向性をやっていく。だから削るんですという強いスタンス、姿勢や、併せてその動きが必要になるかと思えます。現在やっているところを随時生かしてというところのやり方を少しずつ変えつつ、これはもうできないという判断をし、これが大事ですという明確なところを出していただきたいと思えます。この思いは当初予算にもお伝えしたとおりでございます。私の質問を終わります。

○議長（湊俊文） これで、伊藤淳議員の質問を終わります。これをもって一般質問を終わります。以上で、本日の日程は全部終了いたしました。会議を閉じます。なお、次の本会議は17日、議案の審議、採決となっておりますので、よろしくお願いたします。本日はこれで散会いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 3時 49分 散会

~~~~~ ○ ~~~~~